

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(2 月 24 日)
(第 3 号)

第 3 号
2 月 24 日

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第3号

○平成22年2月24日（水曜日）

議事日程（第3号）

平成22年2月24日（水）午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 長 | 田 | 隆 | 尚 |
| 2 | 番 | 津 | 村 | | 衛 |
| 3 | 番 | 森 | 野 | 真 | 治 |
| 4 | 番 | 水 | 谷 | 正 | 美 |
| 5 | 番 | 杉 | 本 | 熊 | 野 |
| 6 | 番 | 村 | 林 | | 聡 |
| 7 | 番 | 小 | 林 | 正 | 人 |
| 8 | 番 | 奥 | 野 | 英 | 介 |
| 9 | 番 | 中 | 川 | 康 | 洋 |
| 10 | 番 | 今 | 井 | 智 | 広 |
| 11 | 番 | 藤 | 田 | 宜 | 三 |

| | | | |
|----|---|----|-----|
| 12 | 番 | 後藤 | 健一 |
| 13 | 番 | 辻 | 三千宣 |
| 14 | 番 | 笹井 | 健司 |
| 15 | 番 | 中村 | 勝 |
| 16 | 番 | 稲垣 | 昭義 |
| 17 | 番 | 北川 | 裕之 |
| 18 | 番 | 服部 | 富男 |
| 19 | 番 | 末松 | 則子 |
| 20 | 番 | 中嶋 | 年規 |
| 21 | 番 | 竹上 | 真人 |
| 22 | 番 | 青木 | 謙順 |
| 23 | 番 | 中森 | 博文 |
| 24 | 番 | 真弓 | 俊郎 |
| 25 | 番 | 真舘 | 直人 |
| 26 | 番 | 日沖 | 正信 |
| 27 | 番 | 前田 | 剛志 |
| 28 | 番 | 藤田 | 泰樹 |
| 29 | 番 | 田中 | 博 |
| 30 | 番 | 大野 | 秀郎 |
| 31 | 番 | 前野 | 和美 |
| 32 | 番 | 水谷 | 隆 |
| 33 | 番 | 野田 | 勇喜雄 |
| 34 | 番 | 岩田 | 隆嘉 |
| 35 | 番 | 貝増 | 吉郎 |
| 36 | 番 | 山本 | 勝 |
| 37 | 番 | 森本 | 繁史 |
| 38 | 番 | 吉川 | 実 |
| 39 | 番 | 舟橋 | 裕幸 |

| | | | |
|------|---|-----|-----|
| 40 | 番 | 三 谷 | 哲 央 |
| 41 | 番 | 中 村 | 進 一 |
| 43 | 番 | 西 塚 | 宗 郎 |
| 44 | 番 | 萩 野 | 虔 一 |
| 45 | 番 | 永 田 | 正 巳 |
| 46 | 番 | 山 本 | 教 和 |
| 47 | 番 | 西 場 | 信 行 |
| 48 | 番 | 中 川 | 正 美 |
| 49 | 番 | 萩 原 | 量 吉 |
| 50 | 番 | 藤 田 | 正 美 |
| (51) | 番 | 欠 | 員) |
| (52) | 番 | 欠 | 員) |
| (42) | 番 | 欠 | 番) |

職務のため出席した事務局職員の職氏名

| | | |
|--------------|-----|-----|
| 事務局長 | 大 森 | 秀 俊 |
| 書 記 (事務局次長) | 高 沖 | 秀 宣 |
| 書 記 (議事課長) | 青 木 | 正 晴 |
| 書 記 (企画法務課長) | 永 田 | 慎 吾 |
| 書 記 (議事課副課長) | 米 田 | 昌 司 |
| 書 記 (議事課主幹) | 中 村 | 洋 一 |
| 書 記 (議事課主査) | 竹之内 | 伸 幸 |

会議に出席した説明員の職氏名

| | | |
|---------|-----|-----|
| 知 事 | 野 呂 | 昭 彦 |
| 副 知 事 | 安 田 | 敏 春 |
| 副 知 事 | 江 畑 | 賢 治 |
| 政 策 部 長 | 小 林 | 清 人 |

| | |
|-----------------|--------|
| 総務部長 | 植田 隆 |
| 防災危機管理部長 | 東地 隆司 |
| 生活・文化部長 | 安田 正 |
| 健康福祉部長 | 堀木 稔生 |
| 環境森林部長 | 渡邊 信一郎 |
| 農水商工部長 | 真伏 秀樹 |
| 県土整備部長 | 北川 貴志 |
| 政策部理事 | 山口 和夫 |
| 政策部東紀州対策局長 | 小林 潔 |
| 政策部理事 | 藤本 和弘 |
| 健康福祉部理事 | 浜中 洋行 |
| 健康福祉部こども局長 | 太田 栄子 |
| 環境森林部理事 | 岡本 道和 |
| 農水商工部理事 | 林 敏一 |
| 農水商工部観光局長 | 辰己 清和 |
| 県土整備部理事 | 長野 守 |
| 企業庁長 | 高杉 晴文 |
| 病院事業庁長 | 南 清 |
| 会計管理者兼出納局長 | 山本 浩和 |
| 政策部副部長兼総括室長 | 竹内 望 |
| 総務部副部長兼総括室長 | 北岡 寛之 |
| 総務部総括室長 | 中川 弘巳 |
| 防災危機管理部副部長兼総括室長 | 細野 浩 |
| 生活・文化部副部長兼総括室長 | 橋爪 彰男 |
| 健康福祉部副部長兼総括室長 | 亀井 秀樹 |
| 環境森林部副部長兼総括室長 | 水谷 一秀 |
| 農水商工部副部長兼総括室長 | 加藤 敦央 |
| 県土整備部副部長兼総括室長 | 廣田 実 |

| | |
|-------------------|---------|
| 企業庁総括室長 | 小 林 源太郎 |
| 病院事業庁総括室長 | 稲 垣 司 |
| 総 務 部 室 長 | 中 田 和 幸 |
| 教育委員会委員長 | 牛 場 まり子 |
| 教 育 長 | 向 井 正 治 |
| 教育委員会事務局副教育長兼総括室長 | 山 口 千代己 |
| 公安委員会委員 | 西 本 健 郎 |
| 警 察 本 部 長 | 河 合 潔 |
| 警察本部警務部総務課長 | 枡 木 新 一 |
| 代表監査委員 | 植 田 十志夫 |
| 監査委員事務局長 | 長谷川 智 雄 |
| 人事委員会委員長 | 飯 田 俊 司 |
| 人事委員会事務局長 | 梶 田 郁 郎 |
| 選挙管理委員会委員 | 瀧 本 隆 子 |
| 労働委員会事務局長 | 小 西 正 史 |

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

質

問

○議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。45番 永田正巳議員。

〔45番 永田正巳議員登壇・拍手〕

○45番（永田正巳） おはようございます。

久方ぶりの登壇でございますので、1時間を有意義にと思っておりますので、ただ、ちょっと時間が、通告の数が多くなりまして、時間がと心配いたしますが、そこら辺はひとつ十分配慮していただきまして、どうぞよろしく願いいたします。

今日もまたちょっと小さいですけど（銅像を示す）、二宮金次郎が応援に駆けつけてくれております。残念ながら後援会は、ちょっと四日市は今大変忙しくて来てくれていません。二宮金次郎が代表して来てくれておりますので、そこら辺は十分しんしゃくいただきまして、いい御回答をお願いしたいなど、こう思います。

それでは、通告に基づくわけでございますけれども、私は毎回これを申し上げておるわけでございますが、私ごとで恐縮でございますけれども、地方議員でございますが、議員になってもう30年を超えてしまいました。あつという間でございます。ふと今気がついてみますと、いろいろと表現はどうするのが一番ふさわしいかわかりませんが、本当にこれでいいのか日本は、このまま我々は手をこまねいておっていいのかというそんな気持ちに駆られておる毎日でもございます。特にここに参りまして、これを強く思うようになりました。

そういうことから、やっぱりこのせつかくの機会にはどうしてもこういった問題について、一項目だけはどうしてもですね、そして、皆さんと意識を共有してこれからは歩みたいなど、これが私のせめてもの願いであります。私もそういうことですべて原点に戻りながら、自分はいかに処すべきか、いかに行動すべきかということを考えながら議員活動も務めさせていただいております。どうぞひとつそういう意味でよろしくお願いを申し上げるところ

でもございます。

時代は戦後半世紀以上たちまして、ここに来て世界同時不況、大変な不況に見舞われました。そして、また去年は日本の政治の大きな1ページを飾るであろう政権交代もございました。まさに時代は本当に変革の時代であり、今私たちはそれを十分認識しながら、これからのあるべき姿、あるべき方向をしっかりと議論を闘わせながら進めていかなきゃならないと、こういう思いでございます。すべては原点に帰った中でそのあり様を見つけていくと、こういうことじゃないかと思えますね。

そういうことを考えまして、すべて通告をいたしておりますが、1点、2点につきましては未来を託す人づくりでございますが、前回の質問では、二宮金次郎思想をもう一度我が国民の中にはぐくませていく必要があるんじゃないかという御質問を申し上げました。知事からも、あるいは教育長からも御答弁をいただきまして、それなりに評価はしたわけですが、ちょっと私にとりましては物足らないと、こういう思いでいっぱいございました。確かに、文化力でもって二宮金次郎思想を知事はお答えになりましたけど、なかなか文化力といいまして、そこは県民にその何がということになって、それこそ二宮金次郎思想の答弁ということになりますとちょっとわかりづらい。こういうことであつたかと思えます。

それはそれといたしまして、今日は次代を担う、あるいは我々の未来を託していかなきゃならない子どもたちの人づくりについて、一遍ただしてみたいと、こう思います。

実は心のノートというのがありまして、(実物を示す)これを御存じですか、皆さん、心のノート。これは小学校では1・2年、3・4年、5・6年、中学ですね。要するに、義務教育のときにこの心のノートというものを、実は道徳教育でやっていると、こういうことございまして、私も近隣の小学校、中学校へ参りまして、心のノートのことを聞きましたら、確かに道徳の時間にはこれを教材として使ってやっておるということを聞いて、一つ安堵をしたわけです。

これはもう申すまでもなく、要するに道徳教育の強化をうたう小学校の新学習指導要領。これに基づいてやられておるわけでございまして、これについては各学校とも、私の周辺にずっと行って聞きますと、かなり一生懸命やっておられることはわかりました。ただ、まだまだという気がしないでもないです。

それで、道徳の時間が楽しい、ためになると感じている学校の割合とか、こういうデータがありますけれども、これは四日市市がまとめたデータでございしますが、小学校の1・2年とか、3・4年は非常にためになるというようなデータが出ておるわけでありまして、中学になりますとかなりそれが落ちてくるわけですね。そういうことでございまして、なかなかまだこれについてもいま一歩だなという気がいたしておりますが、この点について、一遍このことについて現状をもっと教育委員会にも把握していただいて、やるならもう少しきめ細かく徹底して、この心のノートについてはおやりいただくことが大事なのかなと。

中身を見ますと、かなり規範意識、あるいは勤労意識、本来人間として、人としてやってはならないこと、やらなきゃならないこと、ここへきちっと書いてありますから、これをもう少し徹底すべきだと、こう思えてなりません。まず、教育長にひとつこの現状認識、簡単でいいんですよ。もう時間もありませんから、一遍どのようになっているのか。三重県全体でちょっとお答えいただくとありがたいなと思います。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 永田議員お尋ねの心のノートの使用状況等でございます。

学校の道徳教育につきましては、道徳の時間を中心に教育活動全体を通じて行っているわけでございます。議員からも紹介がございましたように、それぞれ小学校1・2年、3・4年、5・6年、そして中学校と、それぞれの発達段階に応じた心のノートがつくられております。

この使用状況でございますけれども、平成20年度の資料では、小学校では

100%利用されている。また、中学校では99.4%で活用されていると、そういうことでございますが、その中で特に低学年ではあいさつとか、特に高学年では法や決まりでありますとか、そういうものの理解、中学校では、議員からも御紹介がございましたように、自分とか他人の生命の尊重、人としての規範意識、そういうものをそれぞれ発達段階に応じた内容によって指導が行われていると、そういう状況でございます。

そのほかにも、心のノート以外にも新聞を利用したり、いろいろな写真とか、そういったものを使いまして、道徳教育は学校教育全体を通じて行われているところでございます。

以上でございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） どうもありがとうございます。心のノートの活用を、せつかく国として進めておるわけですから、それはやっぱり県政においても、より一層これは真剣なお取組を特に求めておきたいと、このように思います。

ただ、もう1点、これはどなたがお答えいただくのかそれはわからないのですが、今の子どもたちの親御さんですね。親御さんの意識をいま一つ、もう一遍考え直す時期じゃないかと。これをお答えいただくのはどなたというわけにはいきませんので、本当に大事ですね。子を持つ保護者の皆様方の、心のノートにあるような道徳的な精神や規範意識、本来ならば当然兼ね備えていなきゃならない大人としての意識が非常に弱いと思います。

これをどうするか、こういうことなんですが、これはなかなか、いろいろ質問をするに当たりましてやったんですが、これはもうこういう意識を持って、学校教育もさることながら、社会全体としてどうやっていくか。例えばPTAである、あるいはまたここにありますが、心のノートを一遍うちへ持たせて、子どもにね。返して、そして親御さんと一緒にこの問題についても話し合うようなことをやるとか、いろいろとやり方はあると思うんですが、これをやるのがいま一つ求められる社会の情勢ではなかろうかと、このように思いますので、どうぞひとつよろしく願いをしておきたいと、このよ

うに思います。

それから、次に移りたいと思いますが、少子化の問題でございますが、この問題につきましては本当に政治活動の中心であります。この少子化をいかに、これはなかなか難しい。今日、明日の問題ではないけれども、これを先送りすることなく、我々が次の世代に引き継ぐためには、これをきちっと方向づけるということが何よりではないかというふうに思いますので、ひとつそういう観点から今回も違ったところから尋ねてみたいと、このように思います。

それで、国に担当大臣も置いていただき、また、我が三重県政につきましても担当部を組織的につくっていただき、それまでは本当に健康福祉部の一課でやられておったわけですから、これではいかんのと。やっぱりこれはもうマトリックス的に県政全体の問題でつくらないかんというような議論をさせていただいたところでございまして、やっと組織的にもできてきたというふうに思っておるわけです。

じゃ、どう取り組むかと、こういうことでございまして、いろいろと一生懸命やっておってくれます。例えばみえ次世代育成の応援ネットワークとか、あるいは子育てわくわくフェスタとか、あるいはみえのこども応援プロジェクト、こども条例と、こういうことを目指して一生懸命取り組んでおっていただくことは、私は大変いい方向に向かっているなというふうに思っております。この問題は感謝をしておる。少子化についてはなかなか前向きにずっと進んできたなというふうに思えてなりません。

ただ、一つ、この問題について懸念といいますか、これも大事じゃないかということがあります。それは少子化についての適齢期の方々の意識ですね。これは新聞でも大きく載りました。たまたま載りましたね。例えば、子がなくてもよいと。結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないかとの質問に賛成と答えた人、どちらかといえば賛成、これが過去最高の42.8%だということですね。このような国民の意識ですね。

これではなかなか少子化といっても、この全体的な意識をもう少し変えて、

日本が営々として築いてまいりました人間社会、ここでこんなことがあつてはいかががかなと。まずこれを考えなきゃいかんと、こう思うんですね。こういう観点から、ひとつ今日は少子化対策について少し時間を割きたいと思うんですが、知事さんのこれについての御感想だけお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 今、議員御紹介いただきました調査でありますけれども、これは内閣府の行いました男女共同参画社会に関する世論調査の中で、家庭生活に関する意識について尋ねた部分でございます。いろいろ内容についても御紹介がありましたが、約半数の人が結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないとの質問に賛成をされたわけでございますけれども、2年前の調査と比べまして6ポイント増加をしておるということでございます。これはやはりまずは今の社会情勢を反映したものなのかなというふうに私も受けとめておるところでございます。

今回こうした結果が出ました背景についてでありますけれども、社会保障とか、あるいは雇用への不安によりまして、若い人が将来に希望を持てなくなってきていることにあるのではないかと、これが一つでございます。そうしたことに加えまして、子育て支援であるとか、あるいは就労環境整備にも課題がございまして、いわゆる仕事と家庭の両立ということが困難な状況になってきておるのではないかと考えます。こういったことが子どもを産みづらい、育てにくいという意識につながりまして、今回の調査結果のようなことになっておるのではないかと考えております。

私は、子どもを持ちたいと望む人が安心して子どもを産み育てられるようにしていくために、少子化対策への思い切った財政投入、これはOECDの先進諸国と比べて4分の1とか5分の1というようなことも言われてきたところでございます。こういった対策であるとか、それから、前に全員協議会のときに御紹介しましたように、希望学で使われておる *A wish for something to come true by action*

という、希望というものに対して、私たちは若者がそういうものを何か目的として持てるようなもの、あるいはそれを実現するための阻害するような要因が社会にあるのではないかと、あるいは行動していくことへの環境、舞台ができていだろうかというふうに、若者が将来に対して希望を持てるようなそういう政策が必要なのではないかと、こう考えております。

御承知かと思いますが、全国知事会のほうに私が座長になりまして、この国のあり方に関する研究会というのを持っておるところでありまして、こうした議論もさせていただいておるところでございます。県といたしましては、今後も地域の実情に応じた取組を着実に進めてまいりますとともに、国に対しても総合的な少子化対策の推進について働きかけを続けてまいりますと、このように考えておるところでございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） ぜひ全国知事会の座長でもあられるわけですから、この件については全国的に盛り上がりをやらなきゃならないなと、このように思っておりますし、三重県においてもぜひ、こんなばかなことになったのは何なのかということをも十分分析していただきながら、しからばどうするかということについては大いに力点を注いでいただきたいなと、このように思っております。

もう一つ言えば、晩婚化、未婚化の問題だろうとも思います。こういうことも原点からということをもいつも申し上げておるわけですが、何がそうさせたかということを検証しながら、次のあるべき方向づけをしていただくとありがたいというふうに思っておりますので、ぜひひとつよろしくお願いを申し上げさせていただきます。

さて、次の問題に移ってまいりたいと思うんですが、実はパネルをつくってきたんですが、もう時間もございませんので、これは席に配っていただきますので、見ていただいて御了承いただきたいなと、このように思います。せっかくなので映さんのは申しわけないんですが、ちょっとお話しさせていただきたいというふうに思います。

さて、次の問題でございます。三重県農政のあり方でございますが、これは大事な問題であろうと思いますね。農というのはその国のもとなんです、農は。農は国のもとなりという言葉を使わせておりますが、まさしくそのとおりだと思うんですね。政権交代になり、そういう観点から新政権は農政の抜本的な政策を打ち出していただいたことは御承知のとおりだと、こんなように思います。今からスタートするんですから、これに誤りなきように三重県政としてどうあるべきか。こういう大事な農政についての時期だというふうに認識いたしまして、あえてこれを通告させていただきました。

ちょっとその問題について簡単に申し上げますが、国の22年度当初予算政府案におきましては、水田農業の経営安定と食料自給率の向上を図るための戸別所得補償モデル対策関連予算、戸別所得補償モデル事業3371億円及び水田利活用自給力向上事業は2167億円の二つの事業を柱として、推進事業を含めた総額は5618億円の予算が計上されておるわけですね。今回審議されておるところでもございます。

モデル政策の概要がやっと明らかになってまいりまして、農林水産省が主体となった説明会が全国各地で行われており、本県においても市町単位で農家を対象とした説明会が行われているところでございます。このモデル対策を私なりに分析いたしますと、生産調整の達成が条件とはなっているものの、米の生産に対して10アール当たり1万5000円の定額交付金が支払われるんです。全国的な米価下落時には、さらにこれを補てんする上乗せの交付金が支払われるなど、農家経営の安定に向けての新たなメリット措置も準備されておるのでございます。県の水田農業発展に向けての寄与が期待されるところでございます。

しかしながら、このモデル対策は、その言葉のイメージどおり経営規模に関係なく、水稻共済加入者であれば小規模な農業者へも交付金が支払われることから、私はこれが心配なんです。いわゆるばらまき感の強い仕組みであるなど、このように思わせていただいております。また、麦や大豆など転作物への助成金が、本県のこれまでの助成水準より少ない全国一律の10アール

当たり 3 万 5000 円となるなど、三重県がこれまで進めてきた担い手の育成や集落営農の推進、あるいはそれに基づく農業法人化にマイナスに作用する可能性があるのではないかというふうに私はちょっと心配なところがあります。

既に公表されている赤松農林水産大臣の談話によりますと、このモデル対策は戸別所得補償制度による農政の大転換の一步とされておる。まさしくそのとおりですね。国において農政が転換されるということは、県内の農業現場においても多くの混乱や課題が生じることが予想されるところでありますが、私は県も指導的な立場に立って県の実情に合わせて新対策をきっちりと取り組んでいくことが大事だなと。

これは三重県が三重県独自の農政を進めていくという、前から私は申し上げているんですが、これが大事なと、この際。そして、三重県は三重県農政に合った方向づけをここで真剣に議論しながらやるべきだと、こういうふうに思っておるわけですが、この点についてひとつ担当部長のほうでお願いできればと思います。よろしくお願いたします。

〔真伏秀樹農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（真伏秀樹） 戸別所得補償制度のモデル対策についての対応について御答弁を申し上げたいと思います。

平成22年度に実施をされます米の戸別所得補償制度、これはモデル対策でございますけれども、食料自給率の向上のために水田農業にてこ入れをすることを目的といたしまして、麦、大豆、飼料作物等の生産拡大の促進と、恒常的に赤字に陥っております米についての収入補てんをセットとして実施をされることとなります。また、米についての収入補てんを生産調整実施者に限ることによりまして、米の自給調整の実行のほうも確保をすると、そういう仕組みになっておるところでございます。

本県農業の現状をいろいろ分析してみますと、小規模な兼業農家が大変多い状況にございまして、平均的な経営収支といたしましては赤字になっておる状況でございます。また、米の作付の国内生産量に占めますシェアを見ますと約1.8%という状況にございまして、全国的な米の産地の作付動向に

よりその価格に大変影響を受けるという状況がございます。

一方で、今回このモデル対策を実施しますことによりまして、主食用米の生産に対しましては10アール当たり1万5000円の定額交付金が支払われることとなります。また、麦、大豆等によります二毛作への取組によりまして、従来よりも助成金の水準がアップすると、そういうメリットもあるわけでございます。こうしたことをいろいろ勘案いたしますと、今回の戸別所得補償制度を有効に活用することによりまして、一層の農業の経営安定が期待できることから、本県農業の振興にも一定の効果が期待できるというふうにご考えておるわけでございます。

このため、県では本制度の導入に際しまして、農家に対しましては経営シミュレーションを提示するなど、農業者の皆様方がわかりやすい形で導入していただくように、そういう説明に努めておるところでございます。米粉用米等新規需要米を組み込んだ作付体系の確立でございますとか、三重県産の米、麦、大豆等の販売力の向上に向けた取組を一層強化する中で、食料自給率の向上、農地の有効利用につなげてまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） ありがとうございます。

ちょっとなかなか、まだスタート時点でございますので、そのような回答になるかと思うんですが、私が今申し上げましたように、これまでの農政を見てきまして担い手農政ですね。あるいは集落営農ですね。それから来る農業の法人化の問題ですね。こういうことが農政の方向づけとして、基本路線として今の状況を見ていると行かざるを得ないんじゃないかと思うんですね。それで僕は申し上げた。

三重県農政として、三重県版の、各県によっていろいろ農政も違うわけですよ。事情も違う。置かれた条件も全然違うわけです。三重県の今置かれた農政の中で、そこら辺がこれからの三重県農政をどう持っていくかという、

今は知恵の出しどきだと思えます。国の政策でやっていくということももちろん大事です。それで三重県の農政としてそれでいいのかどうかということは一遍原点から見直して、やっぱりここで三重県農政をしっかりと方向づけていく大事な時期だと思えます。

それで、今も申し上げましたように、少々ばらまきの懸念がありましたからばらまきということをお願いしましたが、極端なことを言えば、今まで担い手をお願いしていた耕作を、こういうことになってきたので、一遍返してもらおうかと、こういうことも実は耳にしております。それがすべてではないんですが、やっぱりそうなるとうちの将来を考えたときに、本当にそれでいいのかどうかという懸念もしないわけではありません。

どうぞそういうところ辺でもうちょっと現状を十分把握していただきながら、三重県のあるべき農政について、もっと真剣な議論を闘わせていただいて、三重県版農政の確立をぜひひとつお願いするところでございます。そこら辺について、もう一遍お考えがあるかないか、聞かせてください。

○農水商工部長（真伏秀樹） 今回の戸別所得補償制度は経営規模の大小にかかわらず制度の対象にするという部分もございますので、これまで進めてきました農地の集積等に支障が生じるとか、それとか担い手育成の取組が後退するんじゃないかという御指摘もあるところでございます。

もう一つは、制度そのものが全国一律の制度として運用されるということもございまして、そういうところからいろいろ分析をいたしますと、この制度によりまして、特に小規模経営なんかの場合ですと、今の経営の赤字を解消するには十分な対策じゃないかなという部分も実は感じておるところでございます。

また、本県農業の状況は、特に高齢化等の状況をいろいろ考えてまいりますと、これからも高齢農家の農地、それから、農作業の受け皿という形でのそういう組織というのは今後も必要だろうというふうに考えております。そういうところから考えれば、今まで進めてまいりました集落雇用に基づきます担い手の育成でございまして、それから、集落営農組織の育成というこ

とはこれからも引き続きやっていく必要もあるのかなというふうに思っておりますのでございます。

それと、一方で農業経営のさらなる発展といいますか、新しい雇用の受け皿として、法人化というのも一つの流れかなというふうに思っておりますので、そういう部分での施策等についてもいろいろ強化をしていきたいなということで、専門家の派遣によります相談業務でございますとか、いろんな形で農業経営の法人化のほうにも少し力を入れていきたいというふうに考えております。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） どうもありがとうございました。とにかくまさに知恵の出どころ、三重県農政の非常に大きな節目であるし、この節目をどう方向づけるか。大変大事な時期だと、このように認識をいたしておりますので、一層の御奮闘を期待するところでもございますし、我々議会人といたしましてもこの問題については大いに議論を闘わせながら、次のあるべき方向づけに結びつけていくことが我々に課せられた責務だというふうにも思っております。

それと、三重県の農業につきましても、三重の食と農の活力向上推進条例を制定すべく今立ち上がってきていただいておりますのでございますが、この条例を見ましてもかなり大所高所いろんな各方面から条例の検討がなされております。これも一つの方向づけをする非常に大事な条例になるというふうに思いますので、これもひとつ真剣にお考えいただき、三重県の農政のあるべき姿、これは本当に憲法ですから、これをひとつ真剣にやっていただきたいなと、このように思っております。どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。以上で農政については終えさせていただきます。

次の環境・エネルギー対策でございますが、実は今月初めでございますが、環境先進国でありますドイツへ調査に行ってまいりました。本当に駆け足の調査でございますが、まさしく環境といえばヨーロッパではドイツ、これを身近に肌に触れさせていただき、そして、いろいろと勉強をさせていただい

てまいりました。また御報告はきちっと資料でもって報告させていただきますが、これの報告も兼ねて今日はちょっと議論をさせていただきたいところでございます。

ドイツはまさしく環境先進国であります。どうも日本の今の環境の国民的な意識とドイツへ行って感じました国家としての環境の意識にはかなり差があるように肌で感じました。確かに、太陽光や風力はすばらしく、日本においても見習うものがありました。まして、太陽光なんていうのは日本が先進国だったんですね、平成の初めは。そして、日本がリードしておったんですよ。これは国の政策によって今や日本はもうドイツに完全に抜かれてしまいましたね。そういう状況でございました。

太陽光発電導入につきましては、世界第1位であるドイツでさえ全発電量のうちの再生可能エネルギーの割合は行ってみましたら18%なんですよ。そのうち風力が半分、水力、バイオマス発電がそれぞれ25%、太陽光は5%、それで再生エネルギーは全発電量のわずか1%なんですね。しかも、これから太陽光発電が伸びてくるかといいますと、費用負担が大きいことからドイツにおいてもやや頭打ちなんですね。

一方、風力発電につきましては、広大な平地を持つドイツでさえ日本と同様に低周波騒音や風車の影の問題があり、陸上建設におきましてはこれ以上の増設というのは難しい情勢にありました。今後は電力会社が北海やバルト海の大陸棚の沖合に建設せざるを得ないとのことでもございました。

日本におきましては、鳩山政権が表明し世界に約束した温室効果ガス排出量、これは2020年までに1990年比で25%削減、また、さらには2050年までに50%削減するということを世界に約束しちゃったんですね。太陽光や風力等の新エネルギーに過剰な期待があるように考えられますが、果たして本当にその約束が果たせるのかどうか。先進国ドイツに参りまして、やっと何だか疑問に感じざるを得ないような状況でございました。

先ほども申し上げましたように、風力は広大な土地があって初めて成立するのでありまして、この狭い日本では非常に難しいと考えます。また、太陽

光にいたしましても、風力にいたしましても、自然任せのところがございます。夜間や風がない日や、逆に風の強過ぎる日には発電ができなかったり、とまったときのために火力発電等のバックアップが必要なんです。また、発電コストが比較的高いことなどから、太陽光や風力を政策の中核にすることは現実的ではないと、こういうこともわかりました。

さて、そこで私といたしましては、世界の流れを一遍冷静に見てみたときに、鳩山政権が表明した温室効果ガス排出量25%削減を達成するためには、高度な技術を持っている、世界の流れにある、私が一貫して申し上げてまいりました原子力を推進していくことこそが必要であると考えます。いかがでしょうか。

ちょうど10年前、この席で北川知事が涙ぐんで芦浜原発の凍結を述べられました。あれから10年たちます。まだ脳裏にこびりついております。北川知事のあのときの御決断はそうでもよかった。しかし、時代も変わりました。世界の流れ、地球温暖化対策、エネルギーの多様化、こういうことを考えますときに、もうある程度この問題については、少々三重県政としても心を開き、次の世代に引き継ぐということから考えますと、一定の新たな考え方があってしかるべきじゃなかろうかと、このように思えてなりません。この件について知事の御所見をお伺いしておきたいのであります。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、新エネルギー関係の取組でございますけれども、地球温暖化対策につきまして、国におきまして今2020年までに温室効果ガスを1990年比におきまして25%削減をするという施策を検討されておるところでございます。こうした中で、太陽光発電とか、あるいは風力発電といったような新エネルギーにつきましては、当然エネルギー自給率を向上させることにもなりますし、それから、発電過程においてはほとんどCO₂を排出しないということから、地球温暖化対策に貢献できるエネルギーではないかということで期待をされておるところでございます。

その中でも、太陽光発電につきましては、環境意識の高まりがもちろん底

辺にありますし、それから、昨年1月には国の補助制度も再開されました。また、昨年11月から始まりました太陽光発電の新たな買い取り制度というのもできましたので、そういったことから住宅等への導入が高まっているというところでございます。

しかしながら、これらの新エネルギーにつきましては、例えばコスト面で経済性が非常に課題であるとか、発電の安定性といったことも課題であるというようなことが指摘され、取り組むべき課題もあるわけでございます。したがって、化石燃料等と当面バランスのとれたようなエネルギーの確保を図っていくということが重要であると考えております。

それから、原子力発電についてでございます。これまでも過去の議会で永田議員のほうから何度も原子力発電についてお尋ねをいただいていたところでございます。原子力発電などの電源開発を含むエネルギー政策そのものは、いわゆる国の政策、国策として取り扱われてきておるところでございます。

三重県におきましては、原子力発電所の立地につきましては基本方針であります4原則3条件、これを前提といたしておるところでありまして、これは大変重要なものでございまして、その中の一つでございます地域住民の同意と協力、これが得られること、こういったことが非常に尊重されるべきものでございまして、県としてはこの4原則3条件に従いまして慎重に対応をしてみたいと、こう考えておるところでございます。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） 私も今日はそのような答弁になるんだろうというふうに思わせていただきました。なかなか難しい時期でもございますので、それ以上の期待はもうしていませんけれども、もう少しこの問題につきましては、温暖化対策問題につきまして、あるいはエネルギーの多様化、こういうふうにもっと視野を広くしていただきながら、ある程度方向の転換もこの際はすべきじゃないかと、このように思わせていただきます。

同時に、国のほうといたしましても、例えば鹿児島県の川内原子力発電所の3号機につきましてはもう既に容認しているんですね。新設。もう既に民

主党政権につきましても、この姿勢ははっきりと出ております。そういうような状況でございますので、この件についても前向きなお取組と申しましうか、4原則3条件はもう重々わかっておりますが、わかりながらもそういうような方向づけが、もう少し変わった違う方向づけをすることが県政としても肝要であると思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。議場におきましてはこの程度かと思っておりますので、ひとつ私の思いを御理解いただきたいなど、このように思います。

それで、三重県が取り組みます地球温暖化推進計画でございます。これはもう三重県としても真剣にやらなければ、鳩山政権が約束したあの数字はとても難しい。そんな中で三重県政としてどうするかということに相なるかかと思うんですが、これは2010年度において1990年度比で森林吸収分を含めて3%削減するとの目標に対して、2006年度において1990年度対比で8.8%増になっているんですね。逆に増えているんですね。これはもうかなり目標を上回ってしまっているんですね。

そういうようなことでございますのに、これはもう少しこの問題について、県自らが企業、家庭などの活動にもっと積極的に参加して、そして、しっかりバックアップする必要があると思うんですね。そして、その中で地球温暖化の現状や対策を県民にもっと広く啓発する、これが大事である。地球温暖化に対する、もう時間も押してまいりましたが、これからどう取り組んでいくかということをお答えいただけますか。

○環境森林部長（渡邊信一郎） 本県の温室効果ガスにつきましては、削減目標をなかなか達成するのが難しいと考えております。また、国のほうの新たな目標についてもかなり厳しいものでございまして、今後県が新しい削減目標を定めるに当たりましては、削減の取組で県独自の工夫が要るのではないかと考えております。そこで、これまでの取組も点検をいたしまして、県民一人ひとりが主体的に取り組み、家庭だけではなく地域や企業全体を巻き込むような取組につきまして、現在諮問をいたしております三重県環境審議会における議論を始めまして、県民の幅広い意見を聞きながら検討してまい

りたいと思っております。

以上です。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） ぜびひとつこれは他人事じゃなくて、三重県政としてこれは徹底的にやらなきゃならない課題です。真剣にひとつよろしく願いしておきたいと思います。

さて、最後の幹線道路網の整備でございます。これは前にも申し上げましたわけですが、先日の代表質問でも県全体の幹線道路網について舟橋議員のほうからございました。私は絞って北勢バイパスについて質問を申し上げていきたいと、このように思います。

時間がございますが、とにかく三重県の北勢地域、幹線道路網は大変遅れております。取り残されてしまいました。毎日渋滞です。土日、祭日になりますと、もう既に皆さん方も道路交通情報でいつも流れていますが、30キロとか40キロじゃないですか。こんな現状をほうっておいていいんでしょうか。本当に残念です、これは。私も議員として長年来ましたけど、早くやっていかなきゃならない。平成2年度に都市計画決定しているんです。もう20年、こんな状態ですわ。深刻な悩みです、これは。

例えば、東芝四日市工場、新聞で報道されまして、あれはどこのネタ情報という話がありましたけど、三重県に集中投資を決定してくれたんですよ。今後何千億です。そういうようなことを控えながら、こんな毎日の渋滞をそのまま放置しておくということはいかがかなと。私は前段で申し上げましたように、我々がやらなきゃならない責務は何なんだということを考えますときに、これを早くやらなきゃならん。どうしても急ぎたい。この件について、この件だけで今の現状をひとつ御答弁いただけますか。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（北川貴志） それでは、北勢バイパスの整備状況、今後の取組についてお答えいたします。

北勢バイパスは川越町の国道23号から鈴鹿市稲生町に至る計画延長が28.4

キロのバイパス道路であります。現在北のほうから整備が進められておりまして、伊勢湾岸道と並走する区間、川越から朝日の区間ですね。この3.6キロが既に供用されております。今年度末、近々、それから南、県道の上海老茂福線、旧の富田山城道路を挟みまして、その南の市道垂坂1号線までの間、この間で二つの区域において2.5キロメートルの供用が予定されております。

あと、22年度の予算でございますが、2月初めに国から提示されました仮配分案によりますと、事業費が14から16億円程度、さらにあわせて用地の先行取得制度も活用されると聞いております。引き続きこの市道の垂坂1号線から三滝川の北の国道477号のバイパスまでの間、この間において用地買収、さらに改良工事も進められると聞いておりますので、一定の事業進捗は図られるものと考えております。今後も国に対してはこういった北勢地域の幹線道路網の整備がさらに進むよう強く要望をするとともに、県としても働きかけをさらに続けていきたいと思っております。

〔45番 永田正巳議員登壇〕

○45番（永田正巳） ありがとうございます。とにかくこの問題については、北勢地域の交通渋滞の根本的な解決策は、この北勢バイパスなんですわ。新名神もやっと着工され、今年度から用地買収に入るということでございます。これすら平成30年の供用開始、北勢バイパスはまだまだ全く皆目見当がつかないと。

今、部長から答弁があったんですが、供用開始するといっても本当にわずかです。たしか28.4キロだと思うんですが、本当にわずかです。やっぱり道路というのは全線が開通して供用開始して本当の効果があるんです。だから、これはぜひ集中してやって、注力していただいてもいいぐらいです。

もう時間が参りましたので、道路問題についてはそれを期待して終えたいと思いますが、ぜひよろしくお願いを申し上げて、私の質問を終結いたします。ありがとうございます。（拍手）

○議長（三谷哲央） 49番 萩原量吉議員。

〔49番 萩原量吉議員登壇・拍手〕

○49番（萩原量吉） 日本共産党四日市選出の萩原量吉です。30分という短い時間でありませけれども、一生懸命ずばり聞きたいと思しますので、端的なお答えを要求いたします。

今の政治に対する国民、県民の思いは一体何か。それは端的に言って、格差と貧困を広げる弱い者いじめの今までの政治はもうごめんだと。そんな思いで、昨年8月の選挙で大きく政治を転換したはずだった。とても期待は大きかった。しかしながら、ちょっと変わらんやんかと今もう本当に皆さんおっしゃいますね。一つは、政治と金の問題、企業献金やら相変わらず税金の還流、さらに、二つ目には、大企業応援の政治、無駄遣いや天下り、大型公共事業など、三つ目には、沖縄の基地移転問題にかかわるものに象徴されるアメリカ言いなり、安保体制維持堅持、やっぱりここに国民の皆さんの怒りが端的にあると私はそう思っています。

今日は三重県政に見る大企業応援の政治を、端的な事例としてシャープの補助金を大幅に出しての誘致問題と、それから、相変わらず石原産業のためと言ってもいいような廃棄物の処理センターに税金投入が本当に必要なのか、その点をただしたいと思えます。

冒頭に聞きたいと思うんですけども、シャープ第1工場のパネル製造工場などは、中国に売り払うということで5年間しか操業しなかった。もともと90億の補助金を出した工場そのもののパネルがもう古いからというので第6世代で移転するというんですが、これに対して補助金返還を求めてきました。幾ら返還を求めますか。もう既に詰まっているというふうに聞き及んでおります。90億の補助金の中で40億は工場建設費の補助だというふうにはつきり答弁もいただいていますけれども、まず補助金返還が一体幾らになるのか、そのことだけ明確にまずお答えいただきたいと思えます。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事（林 敏一） シャープへの補助金についてお答えを申し上げます。

今回のシャープ亀山工場の生産設備の売却に関しましては、企業立地関係

の条例等に基づく補助金返還には該当しておりません。別途定められております県補助金等交付規則第20条にあります。その中に財産処分の制限に該当するということがございますので、それに該当します売却設備につきまして、処分制限の対象となる財産をもとに算定しました補助金相当額の納付を求めるといふことしております。

これまで昨年9月以降、シャープ株式会社との間で売却財産の確認を行いまして、その中に含まれます処分制限財産の確定等を行っているところでございます。今後年度内に納付額を算定しまして納付手続を行う予定ということで考えております。具体的な納付額については現在精査をさせていただいております。

以上でございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） 案の定こういう質問をすると、本当に時間だけとられて何にも言わんでしょ。幾らか、まだ決まっておられませんと一言言ったらええのや。そういうことがもうほぼ詰まっているというふうに聞いているんですよ、担当課から。ところが、それも明らかにできない。そのあたりの弱腰を厳しく指摘したいというふうに思うんです。

さて、シャープ進出でまずは雇用効果が本当に上がったのかどうか。こういう点では、北川前知事は雇用効果は1万2000人ということ強く言ってきました。これも簡単なことで数字だけ言ってもらったらいいいんですが、シャープ本体の正従業員は今何人でしょうか。そのことをまずお答えください。

○農水商工部理事（林 敏一） シャープ本体の正従業員の数につきましては、平成16年1月当時、シャープ亀山工場が操業時には約500名でございました。

〔「そんなこと聞いていない。今と聞いた」と呼ぶ者あり〕

○農水商工部理事（林 敏一） 平成22年1月時点での従業員数につきましては約2600名ということございまして、5倍以上になっておると、そういう状況でございます。

以上でございます。

[49番 萩原量吉議員登壇]

○49番(萩原量吉) 最初は500名でしたって、初めは少ないのはわかっている。それで5倍になりましたって、そんなことだけはやっぱり言いたいわけですね。2600人、1万2000人と大きく違いますよ。当時は派遣社員だ、関連社員だ、そんなのを全部含めてというふうには言っていなかったですよ。まさにそういう意味でも雇用効果が十分ではなかった。

これを聞いてもまた時間がかかるので言いますけれども、2600人のほとんどは社内異動が多いんですよ。亀山で本当に地元から雇ってくれた人が一体どれだけかと。地元の新規雇用は県内高校生で221人ですよ、今まで。県内高校を全部含めて、多気も含めてです。そして、亀山高校の地元正社員はわずか41名であります。これは本当に少ないと言わざるを得ない。

さらに派遣切り、これは本当にすさまじいものでした。つい2年前まで知事は有効求人倍率は全国トップクラスとえらい自慢していましたね。ところが、もう本当にこの2年で大変ですわ。2年前の当初予算での提案説明、これは順調に伸びている、三重は元気だ。12月の有効求人倍率は1.40倍、引き続き高い水準を維持するなど、県経済は全体として堅調に推移していますと言っていましたね。

今、有効求人倍率はどれだけですか。三重県全体じゃなしに、鈴鹿、亀山で見たら0.30というところまで落ち込んでいっている。本当に深刻です。これはパートも含めてです。もう数字を聞いたって時間がかかるから言いませんけど、やっぱりその意味で本当に雇用の効果という面では、それは世界的な不況だとか、あるいはこんな派遣切りといったようなまさに理不尽な大企業のやり方の不当性があるわけですけども、事実そういう状況です。

税収入が増えたのかということですけども、このパネルをちょっと準備してください。(パネルを示す) シャープが来る前は液晶関連だけで、これはシャープだけの表をつくりたいと思ってデータを求めたけれども、個人情報だと言うんですね。これはシャープの液晶の関連企業であります。2003年の段階では、あそこにありますように33.3億、これはシャープ以前の液晶関連の

税収入、これがシャープ効果でというので49.7億円、60億円、65億円というような形で、確かに右肩上がり、3年間だけです、続いたのは。それから下がります。60.4、47.7、何と昨年の12月までは2.8億円、2.8億円といったら以前でも33億あったんですから、マイナスなんです。なぜマイナスになるのかといったら、これは税の還付があるし、大企業には赤字を出したら返してやれるんですね。

それから、さらには人頭割、いわゆる分割法人ですから、人を減らせば減らすほど三重県に入ってくる税収は減りますね。こういう状態です。まさにそういう点で大企業、大法人を優遇したら税は増える。あるいは、それこそ人が増えるというふうに言われていたけれども、それは幻想だったということが非常にはっきりしています。

知事に一言聞いておきたいと思うんです。シャープなどこういう大企業を誘致して県外から持ってきたら、何とかそのおこぼれでうまくいくぞといったようなこんなやり方はやっぱりおかしいのと違いますか。北川さんが誘致しておいてすぐに逃げ出したというのも、そのあたりあの人は先を見るのがうまいというか、早いというか、そういう中で逃げ出していったんですけれども、現時点で見て、知事、本当に一言でいいですわ。いや、効果があった、よかったと言い切れませんか。お答えください。

○知事（野呂昭彦） まず、萩原議員の御質問を聞いていますと、幾つかの認識が根本から違っておるところが見受けられます。

まず第1に、冒頭お話のありました補助金の返還という話でありますけれども、企業立地関係条例に基づく補助金の返還には該当しませんから、したがって、質問を混同されておまして、実はそうではなくて、補助金を対象に出した設備の財産処分をした場合に、会社がその財産処分によってもうけたりすると、余剰金が入ってくると。そういうことに対してはやっぱり返還をしてもらわなきゃならないということで、実は今その額を精査しておるところでございます。

それから、シャープについては、今現在こういう図表が出ておりますけれ

ども、私の聞いておるのでは、シャープの亀山工場はもう最高のフル生産に昨年の秋以降入っておるといふふうに聞いておるところでございます。そういう意味では、三重県にこの亀山工場ができてから大変貢献をさせていただきましたし、また、大変な不況にさらされましたけれども、いち早く亀山の工場は三重県の中では一番回復をして元気になりつつありますので、三重県経済にとっては大いに貢献をしている、あるいはしてきた、今後も期待されるということでございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） やっぱり大企業応援演説ですね。詳しくは言えないけれども、シャープは確かに操業出荷額をどんと増やしているんです。内部留保は増えているんです。幾らかと聞きたいけれども、これも答弁を求めようと思っておったけど、シャープの内部留保は1兆円ですよ。1兆円近いんですよ。それから、配当金、これもちゃんと確保しているんです。ところが、労働者を切り捨てているんですよ。

知事、県内の市町村で一番外国人が比率として多いのはどこか御存じですか。比率として多いのはどこか御存じですか。御存じなさそう。亀山市なんです。5.3%、人口の20人に1人以上が外国人、私は外国人を悪いとは言わへん。気の毒やと思うんですわ。ところが、どっと会社の都合で引っ張ってこられて、そして、頑張っただけだけれども、何と32カ国ですよ、今、亀山市にいる外国人は。例えば、ごみ出し一つするのに、32カ国語で曜日やごみの出し方、説明できますか。自治会長はかんかんに怒っていますよ、みんな。

まさにそんな中で、亀山の誘致したあのとときに物すごくもてはやした。私たちはこうして道を切り開いた。シャープを誘致した知事と職員の熱意といって天まで持ち上げた日系ビジネスが亀山最高益に潜む使い捨ての現実、もう来なくていい、この一言で労働者は捨てられた。安値で買ったたかれている派遣社員やパートの不満も募る。所得格差問題の発生源とも言える非正規社員の急増、この背景には国と企業、労働組合の共犯関係があった。県もそこにを入れるべきだと私は思う。

最近の『週刊東洋経済』、シャープ退出で騒然、亀山市のうたげの後と云っていますね。ホテル需要は激減、賃貸マンションは空き室だらけ、シャープ誘致に沸いた亀山市が直面する現実という記事の特集していますね。私が言っているんじゃないですよ。まさに客観的に見てこういうような状況をつくり出しているという点で、シャープ本体はもうけたんです、物すごく。だけど、勝手に派遣切り、あるいは工場の一部売り払い、こういう現実を私は指摘しておきたい。

残念ながら時間がありませんので、次に移ります。

石原産業のための産業廃棄物処分場を税金でつくるな、私は言いたいのであります。

次の表をとというか、絵をごらんください。(パネルを示す) 新小山処分場、私が質問するので当局がいろいろ聞きに来るもので、私はこんな問題があるのと違う、新小山処分場でと話をしておった。横で聞いておった真弓俊郎さんが、あっ、それはわかりやすくこうしたらいいぞとぱっとかいてくれたのがこの真弓画伯の、真弓さんの絵は本当はもっとすばらしい絵なんですけど、真弓さん作であります。

左下の人はだれに似ておるのかというのは、それは私もよくわからんのですけれども、132万立米で140億円かけてつくるといことですね。それで、環境保全事業団がつくるんです。左上にはバルーンに乗ってか、2人の天下りの役員が環境保全事業団に、これは部長です、2人ともね、部長と理事。それで、石原産業がアイアンクレー、これにまたほうると。半分以上、半分近くですかね。右側には石原化工建設と書いてありますが、鹿島・石原化工建設がとったんです。何と48億1000万でこの基礎工事をまずやるととったんですね。

ところが、右下にありますね。「入札？」と書いています。鹿島・石原化工建設は48億1000万で入札したんですが、46億円があったんです。2億円も安いのに。ハザマ・日本土建のグループです。これが何と総合評価方式でというのでやって、これも個々に聞いておきたいんだけど、時間がないので、

最終評価値で鹿島・石原化工建設は0.26112、46億円で落としたハザマ・日本土建は0.26087、その差0.00025なんです。まさにオリンピックのカーリングの僅差みたいな話ですけども、これで石原化工建設、あの石原の100%子会社が落札するんですね。見事にでき上がったみたいなものなんです。

これには背景があるんです。総合評価の技術審査会5人のうち、4人が県職員や事業団の職員やら建設技術センターの職員、これは県ぐるみですね。たった1人よそから入ってきておる人は、設計をやった建設技術研究所、これは国からの発注も幾つか受けている天下り団体。だから、こんなものは官制談合だと言われても絶対に否定できないでしょう、だれが見たって。だれだってそう思うのと違いますか。

だから、こんなことやっておったら、これに何と49億円も県費、国費を投入するんです。何でこんな金を使わんならんか。皆さんは質問したら、公共関与が大事なんだと、こういうふうに言うんですね。公共が関与してきて一体いいことがあったのか。石原産業のあのアイアンクレーはフェロシルトに化けた。この状況を見てもわかっていただけるでしょう。

産廃の偽装事件、捨ててはならない放射線を含む産廃汚泥が大量にほうられた。六価クロムがありませんという測定をしたのは、何と環境保全事業団でしょう。測定したのも環境保全事業団、この環境保全事業団には30年にわたって石原産業の工場長が理事のポストをきちんと保証してもらっておったんですね。だから、そういうような企業が100%子会社で、この利益をまた還流するというようなことは、これは一体どういうことなんですか。

既に旧小山処分場でもこの産廃の埋め立てを、アイアンクレーをどっとほうったんですけど、このアイアンクレーをほうった量が超過していった。面積も増やしていた。こんなことを許せんじゃないかというので、三重県はこれも住民からの内部告発でわかった指摘ですよ。それで、平成20年2月1日付で、何と油屋理事長、これは前の環境森林部長でしょう、元のね。この人に対して、小山処分場に係る改善について、これは処分じゃないです、改善について。知事名で出したのならまだわかるけど、知事、御存じでしたか。

これは環境森林部長が出しているんです。環境森林部長が出したといたら、前の上司にですやないか。だから、おとがめなし、処分なし、こういうような状況をつくり出しているんですよ。これが癒着と言わずに何と云うんですか。言う言葉があったら教えてと言いたい。

だから、これは私の一方的な決めつけじゃないですよ。これは皆さんもかつてはようけ新聞であのフェロシルト事件のときに見出しを見られたと思うんですが、三重県環境事業団の処分場、これは前の小山処分場です。石原子会社が高率落札って、石原が全部これを100%近くでとっていた。2005年11月28日の朝日新聞ですが、全国版のトップで出ていますね。まさにこういったような実態、環境保全事業団の小山処分場、許可量16万立方メートル超過、廃棄物撤去など県が改善指示、指示なんですよ。これはこの間石原産業がこれだけのひどいことをやってきて、あれはホスゲンなんかの施設に対しては処分があったけれども、この間県が石原産業や石原化工建設に対して何らかの処分なりを行ったことがありますか。それだけはっきり聞いておきたい。

〔岡本道和環境森林部理事登壇〕

○環境森林部理事（岡本道和） 今の石原産業の不祥事に対しての県の処分でございますが、まずフェロシルト問題に関しましては平成17年の10月、これは問題になったときでございますけれども、県はそれまでの商品と言っていたフェロシルトを産業廃棄物と認定しまして、石原産業とそれから同社の元工場長を廃棄物処理法違反で三重県警に告発をいたしてございまして、これは既に有罪判決が確定してございます。コンプライアンスの総点検につきましては、残念ながら廃棄物に関しては公訴時効等で時効が成立してございまして、告発等は断念をせざるを得なかったということでございます。

以上でございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） 石原産業が告発をしたというけれども、これもたまたま今出てみえた理事も、実はフェロシルトはリサイクル製品では物すごくいいんです、問題ありませんと言って各地を回ってきたでしょう。県外まで行っ

てやってきましたやないか、あなたは。そこをついた反省がない。だから、こんなことが今県の環境行政の中でやられるというふうに私は指摘をしておきたいというふうに思うんですね。

それで、県としてのおとがめがないんです、全く。環境保全事業団にもないんです。私はもう一つだけ端的に聞いておきますが、環境保全事業団というのは、環境行政の中で、世界的にも今 I S O 14001 といったようなその認証をとることが世界の取引の中でも常識になってきているという中で、環境保全事業団は認証の登録機関になっていますね。ところが、こういう小山の処分場も I S O 14001 の指定を受けていました。こんなことを違反やっておとがめなしで I S O をこのままとり続けておりますというようなことは、これは許されるのでしょうか。本来ならこんなものは自分のところからもう取り下げますというふうに言うべきじゃないのでしょうか。これについてはどなたが答えてもらえますか。

○環境森林部長（渡邊信一郎） I S O については、当然取得の基準がございますし、取得する内容がございますので、それを適正に対応しておれば当然取得できるものだと考えております。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） だから、本来入れてはならない放射線の、また詳しく言う時間がないので、これを大量に入れていた。16年間県は検査をしなかったでしょう。そして、改ざんが何カ所あったか。きのうも三菱化学アナリティックがまたまたさらなる改ざん、改ざんに対しては今処分っておりますか。これが重大な環境破壊だとか、公害を出したとか、被害が出てきた場合には処分の対象になっていますが、改ざんしただけでは処分がないんですね。そうでしょう。うんぐらい言って。ないんです。だから、許されてきたんです。

だから、石原化工建設というのは石原の仕事全部一手に引き受けてやっています。石原の中の仕事もやっています。環境保全事業団の仕事もどっとやっていますけれども、あのアイアンクレーとフェロシルトを分けるその配管、バルブがあって、県が行きますよと言って立入調査をするときにはアイ

アンクレーのほうをどっと増やして産廃にするんやね。それで、県が行ってもう過ぎたら、その後全部またの配管をそれこそフェロシルトのほうへ入れて、これはリサイクル製品だと言ってやった。

この工事をやったのも石原化工建設ですね。しかも、おとがめなしなんです、これは。だから、こんなばかなことが許されて、それでまたまた今さっき言いました本当におかしいでしょう、こんな入札。まさに官製談合とも言うべきようなところに県費と国費、今の予定で49億を出す。こんなことが許されますか。これはやめるべきだ。

知事、あなたは民間でできることは民間でと言って、今や県民の命と健康を守る病院まで民営化しようと言ってやっていますやんか。それをやっておいて、こんな大事なところを民間でと言っておいて、まさに石原産業のためとも言うべき大企業のこんな産廃処分場に何で49億も税金を使わなきゃなりませんか。無駄の最たるものじゃないですか。石原でできることは石原にやってもらったらよろしいやないか。そこを知事にはっきり聞いておきたい。いかがでしょうか。

○知事（野呂昭彦） 今回の新小山処分場の入札の件でございますけれども、県の総合評価方式、これを適用したやり方でやったということで、私の聞いております限りにおきましては、適正に適法に行われておるということでございます。それだけでございます。

〔49番 萩原量吉議員登壇〕

○49番（萩原量吉） まともに答えられませんね。こんなところに官制談合とも言うべきような癒着も甚だしい。そして、46億がだめで48億ならいいよと言って、それで石原化工建設が入っているような、そして、石原産業に戻っていくようなところにお金を出すというのはもう絶対に許せないということ強く指摘しておきたいと思うんです。

私はシャープの問題でも、今、本当に大企業の応援ではなくて、中小企業や地場産業や農林水産業にこそ補助金をもっと出して頑張れと。今90億のお金があったら本当に中小企業はもっと元気を出しますよ。今、本当に額に汗

して頑張っている三重県民のためにその金を使いなさい。

あるいは、この小山の処分場についても、やはり民間でできることは民間でできる。それで、皆さんが監視をすればいいんです、そこは。不当なことをやったらいかんから。本来は県行政と企業は監視する側と監視される側でしょう。それが一緒になって公共関与でなんて言って石原の子会社を使っておったのでは、だれが見たってこんなものは談合でしょう。不正が横行しますよ。

私は本当にその意味では非常に残念でありますけれども、こんな形でなめられているから、三菱化学アナリテックのああいう改ざんが次々出てきて全くおとがめなし。今度の国会では、この法律改正をやられるというふうなことも私たちは期待しているんですけど、まさに環境行政が業者やあるいは企業から自立して、本当に県民の立場で監視や指導や改善命令などを出す、これを知事が責任を持ってやりなさいよ。そうじゃなかったら、いつまでたってもこういったような廃棄物行政が繰り返されていく。癒着そのもの。

私はこのような大企業応援の政治、とにかくお金を出して企業を誘致するとか、あるいはまたそれこそこういう産廃処分場に県費、国費49億も出しての大企業、石原産業の応援のための産廃処分場は絶対につくるべきではない。このことを強く申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○議長(三谷哲央) 10番 今井智広議員。

[10番 今井智広議員登壇・拍手]

○10番(今井智広) 公明党の今井智広でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、質問に入る前に、本日私がつけているこのマークを皆様方は御存じでしょうか。今、堀木健康福祉部長もつけていただいておりますし、私の同僚の中川康洋議員もつけていただいておりますが、これはダブルハートマークといいまして、三重県がん相談支援センターが中心となり作成、普及に努めている三重県独自のマークで、がん患者やその御家族を力強くサポートし

ていくとともに、力を合わせてがんに打ちかかっていくとの決意が込められております。

このマークは患者さんからの御希望があり、がんの部位別に色分けし、作成されております。例えば、こちらに10個のバッジを持ってきたんですが、
(現物を示す) 例えば乳がんであればピンク、小児がんであれば金など、全部で10種類ございますが、私は本日紫色の最近大変増加傾向にある大腸がんのバッジをつけさせていただいております。このバッジとともに、今回はがん対策、その中でも特に三重県におけるがん医療について質問をさせていただきます。

これまで私ども公明党は、病気における死亡原因として最も多いがんから県民のとうとい命を守るため、予防や早期発見の重要性から、がん検診受診率の向上対策を、また、がん対策の企画立案に必須のがん統計となる地域がん登録の推進について、回を重ねて提案をさせていただきました。その中で、地域がん登録については、昨年いただいた御答弁どおり、この3月15日に1回目の地域がん登録ワーキンググループが開催されると伺い、大変うれしく思っております。

県健康福祉部では、平成22年度当初予算において重点項目である地域医療体制整備促進の大きな4本柱の一つとして、救急医療体制の充実とともに総合的がん対策の推進を位置づけていただきました。また、この16日に全員協議会でお示しいただいた22年度県政運営方針最終案の中で、野呂知事は、現在がん対策については、がん診療連携拠点病院を中心に、診療・相談体制の充実と人材育成の取組を進めていますとした上で、22年度は質の高い医療が受けられる体制を拡充すると御紹介くださいました。私はその言葉を大変心強く感じながら拝聴いたしました。

それは先ほど紹介させていただきました、三重県がん相談支援センターで最も多い県民からの相談は、がん医療の受診についてであると伺っていたからであります。また、その中でも特に私が気になったのは、相談者の中には高度な専門治療を望み、県外の病院を希望される方や県内での治療を断念し、

最後の望みを県外に求める方もいらっしゃるとお聞きしたからでございます。

そこで、私も実態を少しでも調査したいと、専門病院である愛知県がんセンター中央病院でお話を聞いたところ、愛知県がんセンターにおける1年間の初診患者数約7000人のうち、三重県民の初診患者数は約700人前後、全体の1割に当たるとお聞きし、大変驚きました。また、三重県民による再診の回数は、累積患者数の関係もございまして、年間約1万4000回前後あるとお伺いいたしました。この病院以外にも東京をはじめ静岡や大阪など、県外の病院で受診される方が多くいらっしゃるようであります。確かに受診の理由は様々であると思いますが、本来であれば心身ともに大変な中での受診でありますので、県内で受診し、治療を受けていただくのがあるべき姿であり、今後目指すべき姿であるとは思います。

現在、三重県では、このがん医療について、がん診療連携拠点病院である三重大学附属病院を中心に、五つの病院ががん診療連携拠点病院として、がん患者のため賢明なる医療を御提供いただくとともに、各病院とも県内のがん患者さんが今後さらに質の高い医療が受けられる体制づくりを目指して頑張らせていただいております。また、4月からは、鈴鹿中央総合病院が新たに連携病院に指定される運びと聞き及んでいるところであります。

拠点病院である三重大学附属病院では、竹田病院長のホームページでのごあいさつの中で、今後はがんセンターの機能を拡充し、総合的ながん診療病院を目指しますと力強く述べられております。また、その言葉どおり、昨年末にはさらなる専門治療を提供するためのがんセンター設立準備会が立ち上げられ、本年既に第1回目の協議が開始されたと聞いており、私も大変期待をしている一人でございます。

そこで、お伺いをいたします。先ほども御紹介したように、県の重要政策として、重点的に取り組んでいるがん対策の中で、知事のおっしゃられた質の高い医療が受けられる体制を拡充するためには、がんから県民の命を守るための高度かつ専門的ながん医療を提供するがん専門病院を県内に整備する必要があると考えますが、いかがでしょうか。知事のお考えをお聞かせくだ

さい。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） がん対策につきまして、三重県におきましては平成20年8月に改定をいたしました三重県がん対策戦略プラン、これに基づきましてがんの予防、早期発見、診療体制の充実など、総合的ながん対策を進めておるところでございます。平成22年度におきましても、NPOなどと連携をしましたがん検診受診率の向上に向けました取組でありますとか、治療の初期段階からの緩和ケアの実施充実、それから、在宅医療の推進などに取り組むこととしておるところでございます。

がん医療につきましては、県内のどの地域におきましてもがんの標準的な専門医療が受けられるということを目指しまして、県全体のがん医療の中心でございます都道府県がん診療連携拠点病院と、それから、地域において拠点になります地域がん診療連携拠点病院を中心として、がん医療救急体制を構築しておるところでございます。

都道府県のいわゆるがん診療連携拠点病院というのは、三重大学の医学部附属病院でございますし、地域がん診療連携拠点病院は県立の総合医療センター、それから、三重中央医療センター、松阪中央総合病院、それから、山田赤十字病院、そして、この4月から鈴鹿の中央総合病院が指定されるということでございます。

今、今井議員のほうからのお尋ね、御意見というのは、三重県内にがんセンターといったようながん専門病院が必要ではないかと、こういう御指摘でございます。県内におきまして、より高度で専門的ながん医療供給体制を構築するというためには、先ほども申し上げた県がん診療連携拠点病院でございます三重大学医学部附属病院、ここの機能強化を図るということが有効かつ重要であると、こう考えておるところでございます。県としては、そういう意味では三重大学との連携をより一層深めながら、引き続き総合的ながん対策というものを有効に進められるよう取り組んでまいりたいと、こう考えておるところでございます。

[10番 今井智広議員登壇]

○10番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

今、知事のほうから詳しく三重県のがん対策についてお話をいただきました。最後のほうで私の提案させていただいたがん専門病院についての御答弁をいただきました。今、三重大学は私も御紹介をさせていただきましたが、知事のほうからは都道府県の連携拠点病院である三重大学の機能強化が有効的であるというふうな御答弁をいただきましたが、先ほど御紹介したように、三重大学では本当に質の高い専門的な医療を県民の皆さんに提供していくための体制づくりを今始めていただいたところでございます。

その意味からは、今後しっかりと県のほうも三重県の中でやはり専門治療を受けられる、そういった病院が大切になってくると思います。また、それによってがん診療連携拠点病院同士の連携もさらに強まる。しっかりとした専門的な治療を行える病院があることによって三重県内各地域の連携病院、また、民間の病院も安心してがん医療の提供ができると、そのように思います。

また、そういった専門的、先進的な治療を行っていただくことによって、当然がんと闘う県民の皆様方は御安心をいただきますし、さらに医師の目から見ても、やはりそういった専門的、先進的な治療を行う病院に対しては魅力を感じていただけたと思いますし、また、特色ある病院として選んでいただけ、そういったことにも将来的につながっていき、医師の確保にもつながっていくと思います。どうか三重県としても、今後しっかりとこういった、今三重大学を中心に進めていただいております、がん診療の専門的な治療をしていくための体制づくりに対して、あらゆる面から御支援をいただきますよう心からお願いをいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に県有施設における自動販売機設置の公募制導入について質問をさせていただきます。

自動販売機につきましては、これまで行政財産の使用許可により条例で定められた使用料を徴収し、設置されてきたと存じますが、平成18年に地方自

治法が改正され、民間への行政財産貸し付けが可能になったと伺っております。

お隣の愛知県では、この改正を受け、昨年4月、試行的に庁舎内へ自動販売機を設置する業者選定で2台分の設置場所を3年間貸す契約で公募を行いました。その結果、従来の使用料収入28万8000円の約71倍となる価格、約2050万円がついたとの発表がございました。この結果を受け、愛知県では今年の4月から財政難の折、施設を有効活用して新たな財源を確保したいとして、全県有施設の自動販売機約1020台のうち、福祉団体の管理などを除く560台程度の設置を入札に移行し、自主財源の確保に努めるようであります。

また、大阪府では橋下知事が、収入が得られるのに放置しているのは一種の無駄遣いだとして、大阪独自の取組を積極的に行い、本庁舎や府民センター等の行政機関、指定管理者に委託している府営公園、また、これまで設置してこなかった府営住宅など、合計523台を入札実施済みであります。なお、その落札価格の合計は4億3097万円に上り、前年度のその分の使用料590万円と比べ一挙に4億2500万円ほどの増収になったとのことであります。

そこで、現在三重県において、県有施設に設置されている自動販売機について調べたところ、県庁舎への設置をはじめ設置台数は約330台ほどであり、それらの使用料収入の総額は約300万円でございました。おおよそ1台当たり年間1万円という大変お安い使用料ということになります。また、上記設置済みの自動販売機以外でも、設置が有効と見込める余裕スペースはまだまだ多くあるように私は思います。

そこで、質問に入らせていただきます。我が三重県においても、来年度当初予算において県税収入が対前年度比で258億の落ち込みが予想されるなど、大変厳しい財政事情でございます。経済雇用対策への磐石な取組とともに、県民の財産でもある県有施設の有効活用並びに貴重な自主財源の確保に取り組む意味からも、余裕スペースへの自動販売機設置並びに既に設置済みの自動販売機について、可能などころから公募制の導入を行うべきであると思いますが、いかがでしょうか。当局の見解をお聞かせください。

〔植田 隆総務部長登壇〕

○総務部長（植田 隆） 県有施設におけます自動販売機設置の公募制導入についてお答えさせていただきます。

県有施設への自動販売機の設置につきましては、これまで学生、職員等の利便に資する福利厚生施設として、行政財産の使用許可により設置を認めてきましたが、平成18年の地方自治法改正を受けまして三重県公有財産規則を改正いたしまして、平成21年4月から行政財産の用途または目的を妨げない限度におきまして、行政財産の余裕スペースを民間事業者等へ貸し付けすることが可能となっております。

そこで、平成21年8月に県有施設に設置されております自動販売機の現況調査を行いましたところ、企業会計分を除きまして全庁で332台、年間の使用料は302万7000円となっております、おおむね1台当たり1万円程度となっております。また、他府県におきましても、この1月時点におきまして12府県が一般競争入札によります自動販売機の設置を実施済みでありまして、議員御指摘のように、隣の愛知県におきましては3年間の貸付収入が28万8000円から2050万円余りと71.3倍にもなっております。

こうしたことから、県といたしましては、県有財産の有効活用及び自主財源確保の観点から、本庁におきまして新たに余裕スペースを活用いたしまして、平成22年度から一般競争入札によります自動販売機2台分、これは今のところ本庁1階の県民ホールと栄町庁舎の1階のホールを予定しておりますけれども、その2台分の貸し付けを行うべく現在準備を進めておるところでございます。

一方、既に設置されております自動販売機332台につきましては、一つには身体障害者福祉法、母子及び寡婦福祉法等の法令によりまして、県に設置を許可するよう努力義務が課せられておる福祉団体等が設置します自動販売機や、二つ目には、指定管理者制度を導入しております施設に当該指定管理者が設置します自動販売機、三つ目には、施設内の食堂、売店等が経営上一体的に設置しておる自動販売機等々を除きまして、一般競争入札によります貸

し付けへの移行が可能であると考えております。今後本庁舎での実施結果を踏まえまして、全庁的に拡大をしていくために各部局と協議を行いまして公募の基準を作成し、23年度からの貸し付けに向けまして22年度中に一般競争入札を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

〔10番 今井智広議員登壇〕

○10番（今井智広） 御答弁ありがとうございました。

今、御答弁いただいた中で、平成22年度から2台分を県庁の1階などに設置をする分から公募していただくということでお話をいただきました。こちらは試行的にやっていたということですので、どうぞよろしく願いいたします。

また、平成23年度からは現在県有施設にある332台の自動販売機のうち、福祉団体のほうで設置していただいているもの等を除いて公募制導入ができるものに関しましては、22年度中にいろいろとその調査結果も踏まえ、23年度からしていただけるということですので、本当にこの自動販売機に関しましては、県有施設に設置していただくことにおいて、民間への貸し付けができるようになりましたので、本当に今厳しい財政状況でございますので、自主財源の確保はもとよりでございますが、やはり県有施設は県民の大切な財産でございますので、その有効活用というのをさせていただきたいと思っております。

また、さらに今後まだまだ有効に置けるスペースというものがあろうかと思っております。例えば県営住宅のほうに自動販売機を設置してもらいたいという声を私も幾つか聞かせてもらったことがあるんですが、現在は県営住宅には自動販売機等は設置されていないかと思っております。例えば、そういったところへは今出てきておりますAED付きの自動販売機を設置するとか、災害情報を流してもらえるそういった自動販売機の設置等、様々な形で県民や県庁であれば職員の皆様方の利便性に役立つそういった自動販売機の設置、また、公募制の導入というものを考えていっていただきたいと思いますので、どう

ぞその取組に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、時間も少なくなりましたので、最後の名松線への取組について質問をさせていただきたいと思います。

この27日、県はJR東海から復旧困難の理由として指摘のあった全箇所についての現地調査結果をまとめた報告書とともに、名松線の今後の輸送体制についての申し入れを小林政策部長よりJR東海、松本社長に行っていただきました。こちらの書類がその輸送体制についてとその調査結果でございます。

県の調査結果では、大規模な山腹崩壊は確認できなかったこと、また、現在運休している家城―伊勢奥津間を災害前の状態に復旧することに対しては、治山ダムなど県として特段の対策は必要ないとの考えを示した上で、災害前の状態に復旧していただくよう申し入れをするとともに、津市が提案している協議の場の設置並びに地域住民との十分な話し合いを求めていただきました。地元の方々は、何としても復旧をと切実に願い、JRや市、県への要望、また、11万6000人以上もの署名が集まった運動など、これまで必死に取り組みながらも県の思いがはっきりと示されてこなかったことを大変不安に思っていたところでございます。

今回の県の申し入れにより、ようやく県の名松線復旧に対する姿勢が示され、地域の皆さんも大変心強く、また、大変うれしく思っておるところでございます。私も本来であればこのたびの質問でこれまで示されてこなかった県の具体的な姿勢やJRへの取組をお聞きしようと考えておりましたので、今回の申し入れを地元で生まれ育った一人として大変うれしく思うとともに、感謝をいたしております。

家城―伊勢奥津間が今なお復旧されていない名松線は、沿線の地域住民、特にお年寄りや学生など、交通弱者にとり大変重要な交通手段でございます。そして、今年で開通75周年の佳節を迎えますが、長きにわたり地域住民と一体となって歴史を刻んできた地域にとってなくてはならない宝であり、生命線としての役割を果たしてきた貴重な地域資源の一つでもあります。

また、過疎化というピンチを余儀なくされた地域ではございますが、地域資源を活用した地域活性化の重要性が叫ばれる中、東海地域初の森林セラピー基地指定を起死回生のチャンスととらえ、名松線を活用し、いま一度郷土に愛着と誇りを持ちながら、官民一体となって地域の活性化実現に向けた取組をスタートしたところでございます。ゆえに私はバスによる代替輸送ではなく、あらゆる面において地域の大切な資源、宝である名松線を何としても復旧していただくことが、今後のあるべき地域づくりにとり大変重要であると考えて一人であります。

そこで、お伺いいたします。今回の調査結果をもとにしたＪＲ東海への申し入れも含め、改めて知事から名松線に対する思いをお聞かせください。また、署名の実施など、地域住民が自分たちにできるすべての取組を行い、早期復旧への切実な思いが募る中、県は今後今回の調査結果を踏まえどのように具体的な取組を進めていくのか、お聞かせをいただきたいと思っております。よろしくお伺いいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 名松線につきましては、今井議員のほうからいろいろと御紹介がありましたように、本当に地域住民の生活を支え、長く地域と一体となって親しまれてきたそういう鉄道でございまして、地域の方々にとっては大変重要な路線であると考えております。平成21年10月8日の台風18号によりまして被災をいたしまして、今、松坂一家城間は運転が再開されておりますけれども、家城―伊勢奥津間におきましてはバスによる代行運転が続いておりますところでございます。

今回の台風の事態に基づきまして、ＪＲ東海からは山林を含めた周辺部からの鉄道設備への影響が大きくなっておるから、今後家城―伊勢奥津間はバスでの運送とするという提案をしてきておるところでございます。こうした状況のもと、県におきましては、昨年11月から本年1月にかけて、周辺の山林部、それから、被災箇所、これらの現地調査を行いました。その結果、大規模な山腹崩壊等は確認されませんでして、名松線を災害前の状況に復旧

するには県として特段の対策は必要ないものと考えているところでございます。

この調査結果をもとにいたしまして、2月17日にJ R東海に3点の申し入れをいたしました。第1点は、家城―伊勢奥津間を災害前の状況に復旧していただくこと、2点目に、津市が提案しております協議を進めていただくこと、3点目に、地域住民の方々とも十分な話し合いをしていただくこと、この3点を申し入れたところでございます。

今後は監督官庁であります国、具体的には中部運輸局でございますけれども、ここの参加も得た上で名松線の輸送体制について、津市とともにJ R東海と話を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

〔10番 今井智広議員登壇〕

○10番（今井智広） ありがとうございます。

復旧困難の理由に、J Rのほうは治山の問題等を挙げてこれでしたが、それに対して三重県で調査していただいた結果が、今、知事もおっしゃっていただきました特段対策の必要はないということでございました。これはたしか三重大学の酒井教授も調査していただいた結果、そのような調査結果を出していただいたと思います。

名松線は本当に地域にとりまして大変重要な生命線でございます。知事のお口からもいただきましたが、それと同時に、県にとりましても、今、過疎化が進む地域が県内に幾つかあろうかと思いますが、その地域の交通政策の上からも、また、今後の地域活性化を県として勝ち取っていくためにも、この白山美杉地域の今後の活性化のためには名松線というのが大変重要になってくると私は確信をしております。その意味からも、今後中部運輸局も参加をいただいて、津市とJ Rと協議をしていただくということでございますので、知事におかれましては、ぜひJ R東海の社長にもお会いいただいて、この名松線の復旧に対しての協議をしていただきますよう心からお願いを申し上げまして、質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

休 憩

○議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後1時1分開議

開 議

○副議長（野田勇喜雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（野田勇喜雄） 県政に対する質問を継続いたします。50番 藤田正美議員。

〔50番 藤田正美議員登壇・拍手〕

○50番（藤田正美） 度会郡選出、一人会派「想造」の藤田正美でございます。

質問の機会をいただきましてありがとうございます。また、知事以下行政当局の皆さん方におかれましては、県政発展のために御尽力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

今日の質問は、地域経済という視点から、また、地域にはなくてはならない中小企業、そして、地域再生の視点から質問をさせていただきたいと思っております。

今、地域経済は非常に厳しい状況にあります。人口減少、少子・高齢化、それに伴う過疎化など、多くの課題に直面をいたしております。そんな中で、地域の中小企業も一部元気なところがありますが、大多数の中小企業は資金繰りに困り、後継者がいない。特に中山間地域や郡部においては、本当に経済が低迷し、商業機能、そういうものが低下している、まさに深刻な状況でございます。

今、地域経済や中小企業が直面する問題は、従来の発想では解決できない時代に入ってきております。また、戦後の成長時代にあつては、お金を生み

出すそういう企業をつくり出していく、そういうことが日本の成長でもあり、地域の成長でもありました。また、大企業がもうけることによって、下請、中小企業、そういうものがもうかる。また、都会が豊かになることによって、二、三年後には地域も豊かになると。そういう意味では、従来の発想ではこれからなかなか地域の、いわゆる三重県の経済を支える中小企業や地域の暮らしを守る、そういう意味ではなかなか難しい時代になってきたのではないかなと思っております。今こそ新しい価値観に立って、中小企業を支えていかなければいけないと考えているところでございます。

では、お手元に御配付をいたしましたこの図をごらんください。(パネルを示す) ごらんのとおり、縦軸に収益性、市場性、横軸に社会性、公益性をとっております。この図から見ますと、この青いところ、いわゆるこの分野が大方の一般企業の領域ではないのかなと思っております。企業はまさに利益を上げまして様々な地域の役割を担い、そして、様々な地域社会に財とサービスを提供していただいております。そういう意味でも、このゾーンの企業の社会的貢献は大変重要なところであると思っております。

しかし、この領域は競争で生きるための領域であります。誤解を恐れずに言えば、収益の高い企業は生き残り、収益を上げられない企業は衰退する。いわゆる勝者か敗者の世界です。そのため、市場の中での優位性を保つために企業が生き残るこの領域であります。その企業の存続のためには、当然収益を確保していかなければいけないということでもありますので、収益を追求するそういう行動パターンになってくるわけであります。

当然のことながら、市場原理を通して生き残っている企業は私たちに多くの便益をもたらしていただきますし、この分野の企業が増えていくことは三重県の経済につながりますし、このことをどのように行政が支援していくかということは大変私は重要なことであると思っております。しかし、時代の流れ、この社会の変化の流れの中で、市場性による経済発展のみでは社会全体が支えられなくなってきております。現実に中小企業の減少、雇用の場がなくなりつつあります。

また、中小企業の小売業が姿を消すことにより、まちの買い物機能というんですか、まちの買い物ができないような状況も生まれてきております。また、少子・高齢化、過疎などによって限界集落、いわゆる物理的な地域を支えている社会的機能が低下してきている。基本的生活が地域の中で成り立ってきていない、成り立たない、そういう状況になってきているのではないかなと思っております。

市場原理による社会が進み過ぎた結果、地域の中で人が生まれ、育ち、生活していく基盤がなくなりつつあります。ここを何とかしていかなければ地域社会が成り立たなくなっていくのではないかと考えております。それで私は、この分野、この図を見ていただきたいと思います。(パネルを示す) 収益性は高くないが、社会性とか、公益性のある分野についての経済のあり方、そういうことを考えていく必要があると思っております。

ここに書いてあるように、ソーシャルビジネス、コミュニティービジネス、地域資源活用ビジネス、いわゆる地域貢献ビジネス、このゾーンを県議会、県政、あらゆるところでそういう三重県経済に立った人がこういう認識をしっかり持ってこれからやっていかなければいけないと考えているところであります。まさにこういう収益性、市場性、そういうものを持ちながら収益を上げながら、そして、地域社会に貢献をしていく。こういうところをしっかりとやっていかなければいけないと考えているところでございます。

そこで、私は今地域の中でそのような活動をしている人のところへ行ってきました。特に今日は2例申し上げたいと思います。

(パネルを示す) ここに黄色く見えるのがキャンピングカーです。これも軽トラックに乗せるキャンピングカー。まず、ここのお話をさせていただきたいと思います。これは飯高町の7つの事業者が、例えば林業家、あるいは素材紙製造業、また、建築屋さん、自動車屋さん、電気工事屋さん、また、こういうハウスをクリーニングする7つの人たちが、地域で山に間伐材がありますね、そういうものを何とか利用して、みんなの、例えば自動車屋さんだったら自動車屋さん、製材屋さんやったら製材さんのノウハウを持ち寄

って異業種で何かいい製品ができないかと。そういうことで考えたのが、間伐材を利用した軽トラックに乗るキャンピングカー木新（キアラ）というものを今開発中でございます。

これはまだ市場でどうなるかわかりませんが、自分の家業は家業としながら、みんなのノウハウを持ち寄ってこういうものが市場で認められるようになってくると、当然地域で所得も上がってきますし、自分の家業との総合的な所得でその地域に住めると。その地域で住む価値が生まれてくると、そういうことでございますので、やはりこういうところにしっかりこれから光を当てていく。先ほど言った左上の図のように、そこを単なるコミュニティービジネスとかソーシャルビジネスというんじゃなくて、大きなこれからの三重県の新しい産業だという考え方で取り組んでいかなければいけないかと私は思っております。

また、もう一つは、私の地元の度会町ですけど、わたら村有限責任事業組合、こういういわゆるLLPなんですけど、ここも7人の事業者が、大工さんや石屋さんや、いろんな自動車屋さんや、そういう人たちが地域の安心・安全な農作物の生産販売、地元特産品を使用した商品の開発とか製造販売、自然環境の取組の商品、そういう販売を通じて地域おこしをしていこうと。そういうのを有限責任事業組合でこういう活動が行われております。1年か2年間みんなが議論をして、先ほど申し上げたように自分の家業をしながら、そして、新しい事業を展開していくということで、有限責任事業組合でこういうものが行われております。

これらは先ほど申し上げたように、収益性、市場性は余り高くはないかもわかりません。地域資源の活用、地域産業おこし、地域機能の維持など、市場原理でははかり切れない社会性や公益性を有しております。これらの活動を県として積極的に支援する必要があると思います。そこで、これらの活動の社会性、公益性に大きく光を当てて、地域の産業政策、また、社会政策として県の政策の中で位置づけることが必要であると思います。この件について知事のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、本県の産業政策については、県民しあわせプランの第二次戦略計画におきまして、国際競争力を高める産業集積の形成と地域の資源を活用した産業振興に重点的に取り組んでまいったところでございます。

三重県の製造業でございますけれども、製造品出荷額が都道府県別では全国9位となるなど、近年の本県経済の好調を支えてきたところでございます。また、一昨年来の景気後退によりまして深刻な影響を受けましたけれども、製造業につきましては本県経済の基盤を支える重要な産業でございますので、今後は新しい成長が見込まれます環境・エネルギー関連分野などにも取り組んでいきたいと考えております。

一方で、今、藤田議員のほうからもいろいろお話がございましたが、本県の豊かな自然環境や地域資源を活用した産業や農林水産業と商工業が有機的に連携をした産業など、いわゆる地域密着型の産業につきましても、中小企業のほかNPOやLLPなど、多様な主体による取組がなされているところでございまして、藤田議員からも幾つか御紹介もございました。

これらの地域密着型産業の中には、子育て支援、高齢者向けサービス、まちおこしなどの地域課題の解決に取り組むビジネスのように、社会性や公共性の高い事業も多く含まれておるところでございまして、人材も含めた地域に固有の資源を活用して、地域内で賃金やサービスが循環するビジネスモデルを特徴としておるところでございます。

県におきましては、これらのビジネスモデルに対しまして、平成19年度から地域コミュニティ応援ファンドを通じまして支援を行っておるところでございます。なお、その経営主体は地域のボランティアやNPO等も多くございまして、経営基盤も脆弱であるというために事業活動を自立的に持続させていくためには、ビジネスの手法を活用した収益性の確保と、そして、経営ノウハウの向上への取組を促進しておるところでございます。

以上いろいろ申し上げたわけでありましてけれども、経済のグローバル化が

進む中におきましては、企業の生産性を向上させることが強く求められておるところでございますが、それと同様に、地域の活力を維持する産業政策は大変重要でございます。そのため、国際競争力を有する製造業はもとよりでございますが、地域密着型産業の振興についてもバランスよく県としては推進してまいりたいと考えておるところでございます。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

○50番（藤田正美） 御答弁ありがとうございました。

知事は今私が言ったことを、バランスよく取り組んでいきたいと答えられました。私は先ほどこの図にあるように、（パネルを示す）ここを一つの、もう一つ、1本光を当てて大きな新しいビジネスとして2本立てでやっていくべきではないかなということを申し上げました。先ほど御答弁の中にも地域コミュニティ応援ファンドのお話が出ました。50億の果実の中でソーシャルビジネスとかコミュニティービジネス、そういうものを支援していく。非常にこのことに対してはありがたいことだなと私も思っております。

しかし、先ほどの私の説明の中に、収益性、いわゆる市場性、そこは誤解を恐れずに言えば、勝者と敗者の世界と言ったら申しわけないですけど、そこで収益を上げられなければ企業が撤退していかないかと、そういう世界であります。そうすると、地域の社会性、いわゆる公益性を持って収益を上げていく。先ほどの左の図のところがこれから三重県にとっては非常に重要なところだと思います。

そこで、例えばその応援ファンドも、収益を目指している企業と社会性、公益性というところで収益を上げながらコミュニティーの中で頑張っていく。そういうものとはおのずから補助率の比重が違ってもいいんじゃないかなと私は思っているところでございます。

いわゆる先ほどの若い、その地域の中核になる担い手を育てていくというようなそういう県の施策がしっかりしていかなければ、どれだけグローバル経済の中でまたイノベーションが進んで世界競争に勝ったところで、地域経済は結果として、社会的においても、機能的においても、物理的に店屋がな

くなったり、生活ができなくなっていくということでございます。そういう意味で、このファンドにおいても、そういう観点に立って比重というか、そういう考え方がこれからできないか。その点についてまずお考えをお聞きしたいと思います。

○農水商工部理事（林 敏一） ファンドの補助率、助成率ということでお尋ねだと思いますので、お答えをさせていただきます。

先ほどもお話のありました、みえ地域応援コミュニティファンドでございますが、平成19年からしておりまして、少し長くなって申しわけないですが、昨年度、平成20年度の第2回の募集のときから地域課題研究ということで、あと、もう一つが地域資源活用型という二つの助成の枠を設けて今させていただいております。双方とも地域の課題でありますとか、地域資源を活用するというのをビジネスの手法を用いて取り組んでいただくということでやっております。

審査の際には、地域への貢献度でありますとか、地域の協力体制といった社会性の高さ、あるいは事業の継続性といったところを中心に事業の審査を行いまして採択をさせていただいているところでございます。そういう意味では、その事業のそれぞれが地域社会の維持でありますとか、活性化に向けてチャレンジをしていただく取組ということになっております。そういう意味で助成については3分の2ということで設定をさせていただいて、通常のものよりは高く設定をするということで臨ませていただいておりますので、その点についてはちょっと御理解をいただきたいなと思います。

ただ、応援ファンドにつきましては、資金支援だけにとどまらず、それに加えまして事業者の方に対して事業計画に対します助言でありますとか、事業実施、あるいは事業実施中の支援といったフォローアップを進めていくと。それを充実していくことが非常に重要だと考えておりますので、そういった充実を、取組も含めましてより多くの事業の創出、あるいは育成ということで促進をしまいたいと考えております。

以上でございます。

[50番 藤田正美議員登壇]

○50番（藤田正美） 今の理事の答弁は、ちょっと私が言っておる趣旨が伝わっていないんだと思います。（パネルを示す）こちらは市場性、収益性、こちらは社会、公益性、そういうことでございますので、そういう意味では収益を上げるところへ補助をするというのは、当然収益を上げるということでもありますので、検討しても例えば雇用が増えたとか、税収が増えたとか、そういうリターンというものを求めるわけでございます。

私が冒頭に言ったように、郡部や中山間やそういうところが疲弊しておると。そこに残った地域の担い手が、まだ物になるかならんかというものをみんなでもノウハウを持ち寄って、異業種の人たちが本業で将来不安も抱えながら、そういう人たちがやるところには収益を目指すところと、そういう地域の再生という、また、社会的公益性の強いところに対しては100%、10分の10の補助があってもいいんじゃないかなど。そういう姿勢があつてこそ、県がどういう方向に向いていくかということが県民の方にもわかるのではないかなどということを申し上げた次第でございます。

もう1点、先ほど有限責任事業組合という、これも新しく2005年ぐらいからこういう組織体が生まれました。これは前の質問でも取り上げさせていただきましたが、なぜこれを取り上げるかといいますと、郡部とか地方、地域経済を担っていく若い人たちとか中核になる人たちがそんなに多くいないんですよね。そういう人たちが契約でいろんな取り決めをして新しいビジネスをつくり上げていくと。いわゆるきずなというものを大切にしながらつくり上げていくには、こういう緩い共同事業体を経て、そして、最終的にはそれが市場に認められて、株式会社とかそういうものにつながっていけばいいんじゃないかと思っているのであります。

そういう意味で、なぜ私が株式会社をいきなりぼんと若い人たちがつくり上げてそういう組織でやるよりは、こういうものがあるかというのは、もし万が一その貴重な地域の跡継ぎさんとか、後継者とか、担い手がそういう商売はそう簡単にはもうかりませんから、失敗したときにはこういう共同事業

でやっておっても、そのきずながずたずたになってしまうんですね。ですから、こういう契約をちゃんとしながら、みんなで知恵とそういうきずなを持ってやっていくという意味で、こういう有限責任事業組合というのは新しい試みじゃないかなと。そういうところへ三重県がしっかり力を入れていくということは、非常にこれからの地域社会に対して安心を持たすんじゃないかなと思います。

そこで、こういう融資制度の御案内というのがあります。この中にはいろんな小規模事業者、中小企業の支援の金融政策がありますけど、ここにそのようなLLPでも要項を変えて県単融資制度が受けられるというようなことを入れる考えはありますか。その点についてお聞きをしたいと思います。

○農水商工部理事（林 敏一） LLP、有限責任事業組合につきましては、先ほど藤田議員がおっしゃったとおりでございます、法人格はございませんけれども、特に株式会社に比べますと設立が簡便な手続で済むというようなことで、コミュニティービジネスでありますとか、そういった創出には有効な仕組みだというふうに言われております。

それで、みえ地域コミュニティ応援ファンドにつきましても、数は少のうございますが、LLPという形態で応募をいただいた事例が出てきております。私どもが今考えておりますのは、例えば応援ファンドにつきましても、その事業の主体の方がどういった形態で積まれるかということがございますので、応援ファンドの募集に合わせた説明会等がございます。そういう中で機会をとらえまして、LLP、あるいはLLC、合同会社という形式もございますので、そういういろいろな組織形態について選択をする。あるいは考えて挑んでくださいということで、アドバイスをしまいたいなど。現在はこのように考えておるところでございます。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

○50番（藤田正美） 応援ファンドの県単融資制度に入れてくださいということをお聞きをさせていただきましたけど、よくこれから研究して収益の世界とそういう地域の社会性、公益性、そういうところの意義が違ふんだと。考

え方が違うんだと。お金の流れが違うんだと、そういうことをよく勉強、研究していただいて、中小企業、そういう若い人たちを育てていくというようなものに高めていっていただきたいと思います。

時間がありませんので、次に進めさせていただきたいと思います。

そこで、私が今申し上げたことを整理いたしますと、またこの図なんですけど、(パネルを示す)こういう社会性収益の世界を言わせていただきました。こことこの収益性と市場性、そういうものを二本立てで基本的な考え方をまずまとめていただいて、そういう概念を知事も、商工業や経済に携わる人みんながそういう概念を共有して、そして、基本的な考え方をまとめ政策を打っていくと。そういうふうな意味でも、これからの産業政策は二本立てでいくべきではないかなと私は思っております。

社会の変化の中で、中小企業政策も本当に曲がり角に来ておりますので、言うまでもなく、そのような政策再提議がこれから必要ではないかと思っております。そういう意味で、私は三重県のこういう経済をつくり上げていくためにも、中小企業振興基本条例、そういうものを明確につくり上げ、戦略的に中小企業政策を展開する必要があると考えますが、知事のお考えを再度お聞きしたいと思います。

〔林 敏一農水商工部理事登壇〕

○農水商工部理事（林 敏一） 中小企業振興基本条例についてお尋ねをいただきましたので、お答えを申し上げます。

本県におきましては、地域の特性に応じました産業振興を効果的かつ計画的に推進するため、地域の多様な主体が連携協力して主体的に地域産業の進展に取り組んでいくことを趣旨といたしまして、三重県地域産業振興条例が議員提案により平成17年に制定をされたところでございます。この条例におきまして、中小企業に関しましては中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に努めることなどが基本方針に規定をされております。県といたしましては、この基本方針を生かしつつ、県民しあわせプラン第二次戦略計画の重点的な取組や各種の施策の取組を進めているところでございます。

他県の状況を見てみますと、現時点では10県が中小企業振興に関する基本的な条例を制定しているということでございます。中小企業につきましては、いろいろな分野で多様な事業活動が行われておりますことから、名称、あるいは内容も10県において種々なるものがあるというのが現状でございます。

また、現在国におきましても、中小企業憲章の制定ということで、中小企業庁に中小企業憲章に関する研究会による検討が行われたということで、2月初旬に第1回の会合が持たれたということで聞いております。そういう憲章の中では、例えば次世代の人材育成でありますとか、公正な市場環境の整備でありますとか、そういったものが内容として含まれるのではないかとということで言われております。

ただいま御提案をいただきました中小企業振興基本条例といったものにつきましては、そういった今後の国の検討の状況であるとか議論、あるいは他県の状況なども情報収集、あるいは見きわめながら、条例の必要性でありますとか効果などについて、多角的に研究をまずは始めさせていただきたいなと思っております。県民の皆様や産業界をはじめ市町、商工団体などの関係団体の皆さんの御意見も聞かせていただきながら種々議論を進めていければと、このように考えております。

以上でございます。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

○50番（藤田正美） 地域産業振興条例、そんな中で基本方針に沿って今の中小企業施策を進めていると。国においては、これから中小企業憲章、そういうものが研究されてくると。ヨーロッパにおいては、もう既に中小企業というより小規模の小企業というんですけど、その憲章がなされておると。その中には、小企業を最優先に考えましょうというようなことが言われております。

そして、もう一つ僕が印象に残ったのは、やはりそういう企業で成功した人を褒めたたえると。そして、チャレンジしていく、失敗を恐れずに、そういうところを後押ししていく。行政はそういう小企業者に対して、あらゆる

規制を緩やかにして進めていくというようなことを何か書いてある書物で私は読んだことがあります。

国も今からそういう中小企業憲章なんかも進めてくるし、私が先ほど言ったように、結果として物理的に、自然的じゃないんです。災害や食べるものがなくなって郡部やそういうものが消滅していくんじゃないくて、人為的にこういう疲弊が起こっていると。そんな中で、地域で生活する人たちが社会性、公益性、そういうものを備えながらビジネスを高めながらみんなでやっていく。それはそんな小さな話じゃなくて、これから大きな新しい産業であります。

そういうものを二本立てで県民にわかるように、中小企業の皆さん方に希望が持てるように、そういう基本的な考え方をまとめて、そして施策を打ってくださいということを申し上げた次第でございますので、どうかこれから研究をさせていただいて、中小企業のそういう社会的な役割やそういうことも認識させていただいて、今後とも進めていただきたいと要望いたしまして、時間の関係で次の質問に入らせていただきます。

それでは、三重県の観光に関しての質問ですが、先ほど質問でも申し上げましたように、三重県経済の産業の特徴の一つとして挙げられているのが観光であるということは、私から言うまでもありません。その観光についてですが、観光は観光に直接携わる業種のみならず、すそ野の広い産業でございます。しかし、観光については国際競争が激しく、日本各地の観光地は世界の観光地を相手に戦わなければなりません。

また、国内旅行市場の規模は20兆円と言われております。国内旅行の需要も、2000年のころをピークに旅行者数や宿泊など多くの面で減少してきております。今、三重県は式年遷宮などの諸行事もあり、入り込み客は遷宮に向けて右肩上がりであります。しかし、これも過去のデータや傾向を見ますと、御遷宮の前後をピークにその後低下していくとも言われております。これに対応した対策も、もう今から始めていかなければいけないと思います。式年遷宮に向けた力強い取組と、それ以後を踏まえた中長期な取組が必要ではな

いかなと思っっているところでありま。

そこで、三重県をPRするための手段の一つとして、首都圏へのアンテナショップの設置についてお伺いしたいと思っます。

47都道府県のうち、33の都道府県が首都圏にアンテナショップを展開してまっ。実に来客層としては、10%しかない首都圏の潜在市場の掘り起こしは重要な問題でありまっ。また、三重県の特産品に対する関心も高まっておっ。県民や事業者さんからアンテナショップが必要じゃないのかとも言われておっ。

設置することができなかつたのは、まさに採算性とか市場性といった視点、商業ベースではうまくいかなかつた認識に立っていたからではないでしょう。むしろこれからのアンテナショップというのは、観光の視点から、観光、歴史、文化、人物などをメディアなどに取り上げてもらうための戦略的な行動、企画、セールス、プロモートなど、総合的に行うことが必要ではないかと考えておっ。

三重県の企業の首都圏での活動をサポートする、あるいは人材確保として、三重県企業などへの就職のあっせんなど、様々な公的な機能も含めた役割を担う戦略的な拠点としてアンテナショップをとらえれば、もっと違つた観光振興や企業支援が行えるのではないかと、私は考えておっ。

あるいは、三重県から首都圏の大学や専門学校に進学する学生の支援や相談所、またIターンやUターンの住宅の紹介など、既に成功している商品を扱うのではなくて、地域の特産品を商業ベースに乗せるために試作品の販売であるとか、そういう紹介であるとか、そういうものも行っていけるのではないかなと。そういう総合的な、地方自治体ですからパスポートは要りませんけど、大使館的なそういうイメージの機能があつたらいいんじゃないかとと思っているところでありま。

さきの質問でも、収益性や市場性はなかなかアンテナショップというものはできません。観光振興にも資する観光の戦略拠点、三重県人や三重県の企業をサポートする拠点として、新しい時代のアンテナショップという視点で

拠点を設置する必要があると思います。知事のお考えをお聞きしたいと思います。

〔真伏秀樹農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（真伏秀樹） 首都圏におけます戦略拠点の設置について御答弁申し上げたいと思います。

まず、物産関係等でございますけれども、首都圏におけます県産品の販路拡大等につきましては、本来民間事業者の活動として取り組まれるべきものだというふうに考えております。しかしながら、県内には意欲や熱意を持ちながらも、ノウハウでございますとか、情報不足等から独自の商品開発が困難な事業者さんですとか、魅力ある商品をつくりながらも、独自に販売開拓を進めていく、そうしたきっかけをつかめていらっしゃらない事業者さんもおられるのが現状でございますので、民間の事業活動の中だけでは対応できないというふうには考えております。

このため、県では平成20年度から三重県産品市場開拓スーパーバイザーを配置いたしまして、事業者間の継続的な取り引きにつなげるため、研修会でございますとか、商談会の開催をはじめといたします市場開拓支援事業などを実施いたしまして、意欲的な事業者の商品開発、販路開拓の取組を支援してきております。また、年間を通じて本県産品の流通をさせる仕組みを構築するというので、この3月でございますけれども、首都圏に卸機能を有します民設民営タイプでの県産品流通拠点を整備いたしまして、独自に流通を図ることが困難な事業者を支援していきたいというふうに考えております。

さらに、来年度は県内の生産者団体をはじめといたします、関係団体等との協力体制を構築いたしまして、その上で県産品流通拠点を活用する中で、商談、商品開発を目的といたしましたテスト販売の機会の提供、市場情報を提供する勉強会の実施などを進めることといたしております。また、意欲ある事業者の取組を支援してまいりたいと思っております。また、この流通拠点と提携をいたします小売店、飲食店での県産材食材の活用も進めることによりまして、こうした小売店、飲食店と、それから、観光分野との連携を図る中

で、食と観光の相乗効果により三重県産品の流通促進、情報発信を図っていききたいというふうに思っております。

議員のほうからは、企業のサポート機能などを持ったアンテナショップの整備という御提案をいただいたわけでございますけれども、現在東京事務所のほうには既に観光担当でございますとか、企業立地の担当職員も配置をいたしております。首都圏におけます多様な機能を担えるように体制は整備をいたしておりますけれども、今後さらにこうした機能が有機的に連携をいたしまして、総合的な支援機能を発揮できるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

○50番（藤田正美） 先ほどの答弁の中で、民設民営で首都圏における三重県産品の流通拠点、そういうものをつくって、民間と提携してその流通を高めていくと。それは非常にいいことだと思います。そういう収益を上げていくという意味では、なかなか採算性やそういうものがとれない場合、民間のノウハウを利用して、それをしていくということは大変いいことではないかと思っておりますが、しかし、先ほど申し上げたような、地域のまだ市場に出ないものであるとか、そういう物品、物販、そういうものを東京で披露していく、紹介していく、そういう機能なんかはもう少し強化をしていかなきゃいかんのかなと。

東京事務所で私が先ほどいろんなことを、例えばこういうことであるということをお申し上げしましたが、それでも県民は私が先ほどお話を聞いたような東京事務所の機能とか、そういうことは余り活用されていないのではないかなと思います。やっぱり首都圏において、先ほど言ったように、市場がまだ三重県のことでも知ってもらっていないし、そういうところへは東京の一等地へ、よく見えるところへそういう機能がばんとあれば、三重県としても大きな宣伝、アピール効果になる。あらゆる相乗効果が生まれるのではないかなと思って質問をさせていただきました。

次の質問に入らせていただきます。

ローカルホリデー制度ということに関して質問をさせていただきたいと思
います。

観光という産業はストックのできない産業であります。連休、休日などに
観光客が集中する。そのことによってサービスの低下を招くこともあります。
そうならないために、観光業の方たちにもサービス維持に取り組んでいただ
いておりますが、平日やそういったときになれば人や労力が逆に連休休日の
ときと比べては必要なく、それを調整しなければならないという問題があり
ます。例えば、宿泊施設では、年間の100日はお客が来てもうかるが、残りは
赤字という話もあります。こういう観光がストックできない産業という視点
からの対策も必要であると考えます。

これらの問題を分散緩和する手段として、ローカルホリデー、いわゆる休
日の分散化という議論が今されております。ヨーロッパにはローカルホリデー
という地域ごとの長期休暇を変える制度があります。休みをシェアしながら
ライフワークバランスをとっていくことは、観光振興に貢献すると言われて
しております。観光県である三重県こそ、先導役になって観光振興を推進する
ローカルホリデーについて議論し、思い切って進めていく必要があるのでは
ないでしょうか。観光という視点からの三重県の有効なPRにもなると思
いますし、コストもさほど必要じゃないと思いますので、実施可能であると思
いますが、知事のお考えをお聞きさせていただきます。

〔辰己清和農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（辰己清和） ローカルホリデーの検討ということでご
ざいますが、御指摘のとおり観光旅行の需要がゴールデンウィークや夏休み
等の特定時期に集中する中で、休暇取得を分散することによりまして観光需
要を平準化するというのは、特に国内旅行の需要を喚起する上で、例えば渋
滞解消によりまして移動時間が短縮する。あるいは、旅行コストが下がる。
サービスの向上もございますし、さらに観光産業の生産性が上がったたり、雇
用の安定にもつながるということで、そういうことが期待されるということ

で、非常に意義があるものであるというふうに考えております。

フランスやドイツのほうでもバカンス法等を整備されまして、そういう枠組みができておるところでございますが、政府のほうでも観光立国推進本部の中に休暇分散化ワーキングチームというものが編成されておりまして、まだ1回ほど会を開いてあと2回ほど検討されるということでございますが、休暇の取得分散化を促進する総合的な施策の検討が進められておるといふふうに聞いております。

その一環といたしまして、平成22年度に国のほうで指定することになると思いますが、幾つかの地域によりまして、家族の時間づくりを目的に学校休業日の柔軟運用と、企業等に有給休暇取得を働きかけまして、親と子どもの休日のマッチングを行いまして、国のほうでそれを検証するという休暇取得・分散化促進実証事業というのが予算化されております。

この事業は観光面でなく、御指摘のワークライフバランスの向上にも寄与する一方で、学校教育や企業活動への影響も考えられますが、これを検証してこうした分野も含めた社会全体でのコンセンサスをつくっていかうというものではないかというふうに思っております。県といたしましても、この実証事業が人々の観光行動につながっていき、この取組が成功するように、家族で過ごすための観光情報の提供などを通じまして、その効果や検証も見ながら、休暇の平準化の方策や県下の観光事業の創造に研究していきたいと、このように思っております。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

○50番（藤田正美） 推進本部で検討されていると。また、国のほうにおいても、そのような親と子ども、そういうマッチングをして、学校教育の観点からこれからそういう施策を進めていかうということでもあります。私が今申し上げたのは、観光をしている旅館さんであるとか、ホテルであるとか、そういう観光をしている方たちの現場の声から考えて、こういうものを進めていただければいいというような質問でもあったと思うので、ぜひこれからそういうことを研究検討、議論していただいて進めていただきたいと思います。

次の質問、最後の質問に入らせていただきます。

県立志摩病院についてお尋ねをいたします。

県立病院改革については、県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）を可能性詳細調査の結果、実現性が高いとして、先日の27日の全員協議会において「案」を取り成案とされました。志摩病院は地域唯一の中核病院として、二次救急医療や災害医療の中心的な役割を果たしています。また、住民5万8000人の生活になくてはならない地域医療施設であります。言うまでもなく、地域の安心と安全に直結しております。

志摩病院改革案については、指定管理者への移行案が示されております。指定管理者制度に移行するということは、経営の主体と手法が変化されるということでもあります。そのことによって地域医療にどのような影響が生じるのか。住民の感覚からすると、地域医療が悪い方向に向かっているのではないか、不安を持たれているのではないかということでもあります。

公的地域医療は、効率性と採算性のみではかり切れるものではありません。医療、介護などの充実は、今後の地域経営においても重要な課題であります。志摩、あるいは伊勢志摩の中で、志摩病院が県立病院としてどのように役割と責任を果たしていくかということであると思います。志摩病院が指定管理者に移行することにより、地域医療にどのような変化、影響が生じるかということに多くの人が懸念を抱いております。

基本方針には、指定管理者に対して産婦人科の再開、小児科の緊急医療の充実、24時間365日受け入れ体制など、機能回復に努めることを条件として努力することとしていますが、指定管理者制度への移行という大転換を図るとき、県の責任がどこにあるべきか。県の責任を明らかにし、明示して担保することが必要であります。地域の医療がどのように変わるのか、診療、医師の数、どんな体制になっていくのか。これらが議論され尽くされないと前に進まない問題であると考えます。

指定管理者制度に移行するということは、病院経営に係る一定部分を市場原理に任せるということでもあります。報道でも指定管理者制度への移行に当

たつての混乱も伝えられております。また、医療に従事している皆さんも不安にさせているのではないかと思います。これらの不安を取り除き、責任を担保することで住民の皆様の納得、安心が得られると考えます。公がどのように医療を支えていくかということが安心感につながります。

志摩病院がどのような経営形態になっても、県立病院経営の責任を持つのは県であります。志摩病院の機能が低下すれば、周辺の病院にも悪い影響を及ぼすことも懸念されます。県の責任として地域医療をどのように確保していくのか。県民にいかに安心と安全を提供していくかという原点に帰った議論、慎重な検討が必要と考えるところであります。このことについて知事のお考えをお聞きしたいと思います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 藤田議員はこれまでの県立病院改革の改革議論については、これまでの経緯はずっと御承知のほうでございます。そういう中で、県立病院については、やはり地域の医療ニーズにどうやって的確に対応しながらやっていくのか。実は議論を始めました3年、4年前から今日を比べても、実は志摩病院等においては、病院の存続すら危惧されるようなそういう状況になってきておるところであります。

今お話がありましたように、救急医療体制の確保が難しいとか、あるいは産婦人科や小児科、これも休診や縮小をせざるを得ないというような状況でございまして、いろんな話の中には、このままいくと、今年中にも本当に大変な危機を迎えるというような状況でございます。したがって、県としては、県立病院として地域が求める医療ニーズに対して、今病院機能が非常に低下をしてきたわけでありましたが、これをどのように回復させていくのか、維持をしていくのか、こういうことから私どもとしては、今回の方針を出してきておるところであります。

基本としては、やはり県の責任として県立病院を維持していくんだということ。その上で民間事業者のノウハウを活用して、医療機能の回復とか充実を図るということを目的として、指定管理者制度を導入しようということに

しておるわけでございます。もちろんその制度の導入に当たりましては、救急医療でありますとか政策医療の提供、こういったことについては、指定管理料によりまして県が責任を持って確保をするということにしておるところでございます。

これまでの議論でも、病院の姿を明らかにするべきであるという御指摘を随分いただきました。具体的にどのような診療体制で病院運営を行っていくかということにつきましては、これは事業者の考え方とか、配置される医師によっても異なってくるわけでございます。現在もちろん医師を出していただいております三重大学とか、あるいは地域における南勢志摩地域のほかの病院であるとか、それから、当然地元の医師会等とも十分関係機関が協議をしていくということも必要になってまいります。

したがって、指定管理者の公募については、県が求める医療機能の条件等を明示しまして、この条件を実行することができる具体的な提案を応募する事業者にも、例えば診療科の中で医師をどれぐらい配置するんだとか、そういうことについては、応募をする事業者にしっかり提示をしてもらうということで審査を行っていくわけでございます。この点につきましては、基本方針とともにさきに説明を行いました指定管理条件、これが県の求める条件の骨子としてお示しをしておるところでございます。

それから、住民の説明会を先般もやりましたけれども、事業者を選定する選定委員会には。

○副議長（野田勇喜雄） 答弁は簡潔に願います。

○知事（野呂昭彦） 地域住民の代表に御参加をいただくとか、あるいは指定管理者制度に移行した後も、情報交換とか、あるいは意見交換を行う、そういう仕組みをぜひこれから前向きに検討していきたいと考えております。

〔50番 藤田正美議員登壇〕

○50番（藤田正美） 御答弁ありがとうございます。時間が来ましたので、終わらせていただきます。県の財政、地域医療の状況が厳しいのは理解いたします。どうぞそういう県の責任のもとに、医師の確保やそこで勤めている

方、あらゆることがはっきりしないと住民、また関係者も不安でありますので、そういうことをしっかり議論して慎重な対応をお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(野田勇喜雄) 43番 西塚宗郎議員。

[43番 西塚宗郎議員登壇・拍手]

○43番(西塚宗郎) 桑名市桑名郡から選出されております新政みえの西塚でございます。本日の一般質問の最後でございますので、お疲れのことと思いますが、最後までおつき合いをいただきますようお願い申し上げたいと思います。

昨年8月に行われました衆議院解散総選挙の結果、政権交代が実現をし、民主党を中心とする鳩山政権が誕生いたしました。鳩山新政権が発足してから半年になろうとしておりますけれども、鳩山新政権はコンクリートから人へを基本理念とする政策を推し進めようとしております。財源が十分ない中でありまして、子ども手当、高等学校授業料無償化などが実現されようとしております。また、鳩山総理は、所信表明演説で命を守る、このことを強調されたところであります。

ところで、知事は県民の命や地域医療をどのようにお考えなのでしょうか。去る1月27日、全員協議会において県立病院改革に関する基本方針を発表され、1、総合医療センターについては、平成24年4月を目途に地方独立行政法人へ移行させる。2、志摩病院については、平成24年4月を目途に指定管理者制度へ移行させる。3、一志病院については、改革の方向性は変更しないが、引き続き検討を行う。4、こころの医療センターと病院事業庁については、一志病院の運営形態の移行が明確になった時点で改革の手続を進めるとし、今議会に条例改正案並びに予算案を提案されています。

私は、今日まで、全員協議会や本会議、予算決算常任委員会など、あらゆる機会をとらえて改革案の問題点を指摘してまいりましたが、現段階では条例案並びに予算案を撤回されるべきだと、このように考えております。知事の立場からすれば、いいかげんにしろということかもしれませんけれども、

私は知事の進められようといたしております県立病院改革が県民の命と地域医療を守ることにはつながらない、こんなふうを考えておりまして、改めて議論をさせていただきたいと思います。

三重県議会においては、平成20年9月の病院事業のあり方検討委員会からの答申を受けて以降、様々な議論がなされてまいりました。大方の議論は県の方針に批判的であり、反対する立場であった、このように私は思っております。県の行ったパブリックコメントに対し、937名の県民から意見が寄せられ、うち928名、99%の方が反対でありました。私ども新政みえの行った県立病院改革についての県民意見の募集につきましても、88名の方から意見をいただき、津市立病院へ、あるいは志摩市立病院へというそれぞれ1件の意見をいただきましたが、これらも公立病院でと考えると100%の方が反対でありました。

昨年5月24日に行った県の一志地域住民説明会、5月22日に行った志摩地域住民説明会でもほとんど理解が得られませんでした。また、昨年5月22日、白山、美杉自治会連合会から1万7967筆、9月14日、連合志摩、伊勢・度会地域協議会から2万1064筆、本年1月13日には連合三泗地域協議会から1万762筆の反対署名が提出されております。このように県民や議会の理解が得られていない状況にあります。さらに、県立病院が改革案のとおり民間移譲や指定管理者制度、地方独立行政法人へ移行すれば、総合医療センター、一志病院、志摩病院、合計900人の職員が県職員としての身分を失うこととなります。

このように多くの県職員の身分にかかわる極めて重要な課題であり、また、改革を進めるためには、職員の理解が不可欠であるにもかかわらず、病院職員からの理解が得られず、労使の交渉が進んでいないと聞いております。県職員としての身分にかかわる極めて重大な課題について、労使が合意に達しないままに条例改正案を議会に提案されるのは、余りにも前近代的なやり方ではありませんか。また、それぞれの病院で働く医療従事者の理解なしにはよりよい病院運営ができるとは考えられません。

昨年12月18日、本会議における健康福祉病院常任委員会委員長報告では、「県当局におかれては「病院の姿」可能性詳細調査結果について、地域住民に説明する機会を設け、意見を十分踏まえた上で検討を進められるよう要望します」とあります。しかし、地域住民に対する説明会は今議会に条例案や予算案が提出された後の2月20日であります。しかも、地域住民に対する説明は志摩地域のみであり、県議会としての意見については全く無視されております。以上申し上げたことから、現時点においては条例案並びに予算案を撤回されるべきではないでしょうか。

次に、「病院の姿」可能性詳細調査の結果、民間移譲や指定管理者制度の導入に当たっては、具体的な条件についてさらに詳細に検討する必要がありますが、基本方針（案）で示した内容について、実現の可能性を確認することができたとされています。県立病院改革に係る「病院の姿」可能性詳細調査については、県内を中心に医療法人等11の団体に対し調査への協力に対する意向を確認した結果、一志病院に関しては1団体、志摩病院に関しては2団体から前向きな回答があり、この3団体について調査を実施されたとされております。

調査に協力が得られなかった団体の主な意見は、新たに病院を運営するメリットがないとするものが5団体、新たに病院を運営する余裕がないとするもの2団体、医師、看護師の確保が難しく、新たに病院を運営する状況にないとするもの1団体であります。このことは医師や看護師の確保が難しいことや、病院の経営環境が厳しい状況の中、両病院に求められる役割、機能やその規模、それぞれの病院が所在する地域事情を勘案すると、民間医療法人等のノウハウを活用しても病院経営が厳しいことを物語っているのではないのでしょうか。

調査への協力に前向きな意向を示されたのは、わずか一志病院で11分の1、志摩病院で11分の2であり、余りにも少ない状況の中で実現の可能性を確認することができたとするのは早計ではありませんか。お答えください。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 県立病院改革につきましては、これまで西塚議員ともいろいろな機会に議論も既にしてきたところでございまして、大方の議論はまた繰り返しの議論になっておるのかなと、このように思っております。

県立病院改革の目的について、もう一度申し上げておきたいと思いますが、県立病院改革につきましては、病院の運営管理体制を再構築し、今後とも健全な経営を継続させるということを前提に、各病院が県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供するというを目的としておるところでございまして。

御承知のとおり、議論を始めました3年前、4年前と比べても、今日の病院を取り巻く環境がいかにかんげい状況になってきたのか。例えば志摩病院等を見ましても、それは西塚議員にも御理解いただけることであろうかと思っております。そういう意味では、この病院改革というのは避けて通れない課題であるということは、日増しに私は高まってきておるのではないかと、こういうふうにおもっております。

さて、平成21年2月に県立病院改革に関する考え方（基本方針）（案）を公表しまして、そして、パブリックコメント、あるいは住民説明会、これを実施いたしました。その中で改革によります病院の姿が具体的に示されていないとか、形態を変更した場合、本当に運営が可能なのか、この病院改革についてはまさに地域にとっては一体どういうことになっていくのかということで大変不安を多くお持ちでございまして。

あわせて、しかし現状の病院も日増しに状況が変化をしていくという中で、非常に逆の不安を持ちながらも、何か新たにその病院の改革の中で得ていくものがあるのではないかと、そんな期待の気持ちも私は住民の皆さんの中からもいろいろと酌み取るところでございまして。いずれにしても、去年の春はそういう意味ではいろいろな御意見にこたえていく。議会での御議論にもこたえていくために、具体的な病院像と実現の可能性、あるいは課題等を把握するというために「病院の姿」可能性詳細調査を実施したところでございまして。

調査の結果につきましては、病院を運営する環境が非常にかんげい状況で、

県が方針を決定する前の段階であるにもかかわらず、志摩病院について複数の団体から調査の協力が得られたところでございます。先ほど後半の質問の中で、11ある中で答えてきたのは三つではないかというお話でありましたけれども、これはコンサルのほうで、県内で住民に認知をされておるような病院を幾つか当たったわけで、もともとそういった意思を持っておる病院ではありません。

そういう意味にもかかわらず、ああいった形で三つの団体が協力をいただいたということは、西塚議員の批判ではなくて、私としては大変評価をしておるところでございます。提案いただいた内容について、基本方針（案）の中で例示をしました条件に合致するということが認められますことから、私どもとしては実現の可能性は高いと判断したところでございます。

地元住民への調査結果の説明につきましては、どのような方法で実施をするのか。これについては、関係市とも協議をし、また、自治会の役員の方々にも説明を行ったところでございます。志摩市につきましては、2月20日に住民説明会を開催しまして、基本方針とあわせて説明をしたところでございますが、今後ともできる限り説明の機会を持っていきたいと、こう思っております。

先般四日市のほうに参りまして、四日市のある市民の方とも話しておりましたが、かつての塩浜病院時代には市民病院と比べてもその信頼性、評価というものは非常に高いものがあつたけれども、今の総合医療センターというのは、そういう意味ではかなり評価がもう市民病院と比べても劣つておるといふようなことがありました。したがって、病院改革の中身について、とにかく病院機能をもっともつと高めていくということが大事なのではないかということをおっしゃられたところであります。

それから、市長さん等ともいろいろとお話をいたしました。この総合医療センターについての市民への説明の必要性ということについては、なかなかその認識を得られなかったところでございます。それだけ少し関心が薄いのかというふうにも感じておるところでございます。それから、職員に対し

てでありますけれども、これはできるだけ早く職員説明会を開催いたしまして、基本方針について説明もしてまいりたいと考えておるところでございます。

県立病院改革につきましては、平成18年度以降、私の記憶ではもう平成17年ごろからもう議論は県議会の皆さんと始めてきたと思います。いろいろ総論の議論をしておるときには、非常に共通の理解認識を持っておったように思いますが、だんだん具体的になってくるに従いまして、この病院改革の難しさを私も、もちろん議員の皆さんも非常に重く厳しく受けとめておられるんだろうと思いますが、私自身も非常に重く厳しく受けとめてきておるところでございます。

しかし、今日の県立病院のある姿を思いますと、そして、こういう危機的な状況の県立病院というものについて、これを逆にチャンスにすることもできないのか。そういうことを考えますと、まさに今先送りしてはならない課題であると、こう考えております。したがって、私としては基本方針の工程に従いまして、県立病院改革を着実に実行してまいりたいと考えておるところでございます。なお、もちろん議会からいろんな御意見をいただくことにつきましては、これを真摯に受けとめまして、そして、今後とも必要な対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 私も県立病院は現状のままでいい、こんなふうに思っているわけではなくて、極めて厳しい状況だと、こんなふうに思っております。改革しなきゃならないということも知事と全く同じだと思うんです。改革の方向というか方法が私と知事とは意見が違うと、こういうことだろうというふうに思うんです。

それで、住民説明会の関係でありますけれども、関係市とも協議をした結果、先般2月20日になったと、こういうことなんですけれども、先ほども少し申し上げましたが、健康福祉病院常任委員長が住民説明会をきちっとやって、県民の意見を聞いて検討した上でということを経営報告で申し上げた。

それは昨年の12月18日なんです。それから、この2月20日までどれだけ日がかかるのでしょうか。関係市とも協議とおっしゃいますけれども、県立病院の改革の方針を出されたのは県でしょう。市と協議して出されたわけじゃないわけでありますので、県の立場で速やかに私は住民説明会をすべきではなかったか、こんなふう思うんです。

私自身は、当初の基本方針（案）よりも可能性詳細調査をした結果のほうが、結果として後退していかざるを得なかった。そんなことに結果としてなったのではないかなと、こんなふうに思っておりまして、そういう意味で住民説明会がなかなか開けなかったのではないか、こんなふうに思っておるところであります。

時間がありませんので、先に進ませていただきます。

次に、県立病院改革に係る「病院の姿」可能性詳細調査の結果によりますと、様々な留意点や検討課題が示されております。例えばB案、志摩病院においては、志摩地域における医療機関及び保健福祉関係機関との連携、三次医療救急機関との連携、地元医師会の理解と協力など、役割を明確にする必要がある。あるいは、地域の中核病院として、他の医療機関との役割分担と機能連携による運営が基本であるが、250床の一般病床をどのような医療需要に対応させて運営するのかについて、医療事業と経営効率の両面から検討すべき課題があるなど、多くの課題があることを指摘されております。

先ほども申しあげましたように、「病院の姿」可能性詳細調査の結果を受けて、知事自身も民間移譲や指定管理者制度の導入に当たっては、具体的な条件等についてさらに詳細に検討する必要があると述べられております。これらの課題について、詳細に検討された上で条例案や予算案が提案されているのでしょうか。お答えください。

○健康福祉部理事（浜中洋行） 「病院の姿」可能性詳細調査の結果の中では、志摩病院に指定管理者制度を導入する場合には、それぞれの団体の提案について、どのような点に留意していく必要があるのかについて記述をされております。基本方針案とあわせてお示しした指定管理条件につきましては、こ

うした調査結果の留意点等も参考に、政策医療や診療体制等について検討を行い、志摩病院指定管理条件（骨子案）としてお示しをさせていただいたものでございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） そうすると、留意事項などで指摘をされた条件等について、検討の結果、指定管理の条件として骨子案として示したと、こういうことですね。わかりました。

それでは、次に移らせていただきます。

可能性詳細調査の結果などについて具体的にお尋ねをしたいと思います。

具体的なことをお尋ねする前に確認させていただきたいことがあります。それは、昨年6月25日の予算決算常任委員会における健康福祉病院分科会委員長報告並びに6月30日の本会議における予算決算常任委員会委員長報告でありました「病院の姿」可能性詳細調査について、経営形態変更後の診療体制、医療従事者の確保や収支の見込みなどについて、分析し検証した情報は脚色することなく県民や議会に示すことについてであります。昨年11月県議会に示されました「病院の姿」可能性詳細調査の結果報告書は、健康福祉病院分科会委員長や予算決算常任委員会委員長報告にありましたように、脚色されていないことを確認させていただきたいと思います。

次に、「病院の姿」可能性詳細調査の結果、一志病院について、慢性期医療、リハビリテーション、緩和ケア、統合医療などを主な内容として、民間病院での運営の可能性が示されたとしていますが、県が基本方針で一志病院の役割、機能として第一に求めたのは、地域の医療環境とニーズを勘案すると、保健、医療、福祉の各領域にまたがる総合的な高齢者ケアを確保することでありました。この役割、機能が果たせないのであれば、実現の可能性が確認できたとはいえないと思います。

知事は舟橋議員の代表質問に対し、一志病院については直ちに民間移譲の手段を進めることは困難であることから、当面は県立県営としながらも、引き続き検討を行いますと答弁されています。県の目指す病院の姿での民間病

院での運営の実現性が否定された今、私は民間移譲を検討するのではなく、一志地域の医療をこれからも県の責任で守るための改革について早急に検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○知事（野呂昭彦） まず最初の質問の点でありますけど、可能性詳細調査につきましては、これは県として客観性をきちっと保つということに十分留意をしながら調査を実施し、結果を公表したというところでございます。

それから、一志病院についてお尋ねがありましたけれども、一志病院は県立病院とは申しながら、その診療圏が津市の白山、それから美杉地域に限定をされていること、それから、県立病院という枠組みでは福祉領域への取組を進めるということには制約があるということから、ニーズにこたえられるような事業者に移譲をし、保健、医療、福祉の領域にまたがる総合的な高齢者ケアへの転換を図るということを方針としてきたところでございます。

しかしながら、可能性詳細調査の結果、基本方針で示しておりますような総合的な高齢者ケアへの取組とか、それから、医師の確保策、こういったものが具体的になっていないということから、直ちに民間移譲の手続を進めるということは困難であると考えております。したがって、当分の間は県立県営で運営を行っていくことにいたします。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 私も地域のニーズがきちっと満たされるということでありましたら、知事のおっしゃることで私は否定をするわけではないんです。だけど、基本方針に言われておりますように、地域のニーズはここにありますと言いながら、結果としてA団体はそれにこたえられなかったわけですよ。そういう意味で私は地域のニーズにこたえられるような民間病院は否定された、こういう思いでありますので、あきらめずにまだまだ民営化の検討を進めるんだということではなくて、私は今直ちにやるべきは、あの地域で本当に県民の命を守るために県が責任を持ってこんな病院にしたいと、こんな改革を私は進めていくべきではないか、こんなふうに思っているところがあります。

次に、去る2月15日の健康福祉病院常任委員会において、三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）の一部を修正されました。

一つは、標榜診療科について、現行診療科目の維持に努めることから、標榜診療科の維持並びに回復を前提に診療体制の充実を図ること。

二つには、傘下の診療体制について、再開の時期をできる限り具体的に示すことから、産婦人科の診療を再開するとともに、診療体制の充実に向けた方針を具体的に示すこと。

三つには、小児科の診療体制についてもできる限り具体的に示すことから、小児科の救急診療など診療体制の充実に向けた方針について具体的に示すこと。

四つには、二次救急病院として365日24時間の受け入れ体制の再開に努めることから、二次救急病院として地域の医療機関と連携を図り、365日24時間の受け入れ体制を回復すること。

五つには、周産期医療の機能維持に努めることから、周産期医療の機能を回復することと修正され、その他として、県の条件、指定管理者が実施すべき医療機能と異なる計画、段階的な実施計画がある場合はそれぞれの時期、理由を明らかにして示すことという項目を追加されました。

これは私が1月27日の全員協議会において、指定管理の条件が、努めることとかできる限りとか、あいまいな条件ではなく明確な条件にすべきであることを指摘させていただき、今回の修正になったものと考えています。しかし、一見条件が明確になったように見られますが、私は、4その他の項目が追加されたことにより、逆に指定管理者が実施すべき医療機能すべての条件が県の条件と異なっても段階的に実施する時期や理由を示せばよいこととなり、県の求める病院の姿とかけ離れた病院の姿になる可能性がより強まるのではないかと考えます。いかがでしょうか。お答えください。

次に、志摩病院について、基本方針で医療環境とニーズについて、志摩地域唯一の中核病院としての役割が求められており、志摩地域の道路事情等を考慮すると、志摩市及び周辺地域における二次救急医療体制や産科、小児科

機能等の維持が求められているとし、志摩病院の役割と機能について、地域の医療環境と地理的条件を勘案すると、志摩地域唯一の中核病院として二次救急医療や災害医療で中心的な役割を担うとされ、指定管理者制度を導入することによって事業者とともに医師確保を図り、県立病院として志摩地域の医療を守り、救急医療、災害医療などを担うことができますと記述されています。

そのため、先ほど申し上げましたように、県が示す三重県立志摩病院指定管理条件（骨子案）を、私の指摘もあり、産婦人科の再開時期、小児科の診療体制、二次救急医療における365日24時間受け入れ体制などについて、できる限り、あるいは努めることなどについて修正をされました。私は志摩地域の医療環境やニーズを考えると、県立志摩病院における産科・小児科診療体制の確立と、二次救急病院として365日24時間受け入れ体制の再開が最低条件でなければならないと考えています。

しかし、B案によれば、可能な限り医師確保に努める。診療科目について、現行の14診療科を基本とするが、診療科によっては常勤医師の配置は難しい場合が想定される。産婦人科の早期再開を目指す二次救急医療については初動体制とし、救急総合診療部を設置し、軽症患者に対応し、重症患者については専門の診療部へ引き継ぐとしています。このようにB案を提案された団体では、三重県の目指す医療の内容や診療体制を実現することはできないと考えますが、いかがでしょうか。

○健康福祉部理事（浜中洋行） 第1点目の志摩病院指定管理条件（骨子案）についてでございますが、これにつきましては、1月27日の全員協議会で県が求める条件の骨子ということで御説明をさせていただきました。そして、この全員協議会での議論を踏まえまして、標榜診療科、救急医療、それから、特殊医療の項目につきまして表現の修正を行わせていただきました。

また、この中で、議員御指摘の県の条件と異なる計画、例えば段階的な実施計画がある場合はそれぞれの時期、理由を明らかにして示すことという項目を追加させていただきました。これは県が条件として示す医療機能につき

まして、指定管理者から実行できる提案を求めることとなります。具体的な診療体制等につきましては、運営を行う団体によって異なる場合もあるということから、その他の項目として加えさせてもらったものでございまして、これによって県の求める条件等を不明確にしようとするものではないということにつきましては御理解をいただきたいと思います。

第2点の志摩病院に関するB案につきましては、まず第一に努力目標ととれる表現が多いといった御指摘かと思いますが、この調査につきましては、県として方針を決定する前の段階で実施したものであるということについて御理解いただきたいと思います。

といいますのは、具体的な診療体制やその実施時期を明らかにすることは、この時期で条件等は明らかにしていない時期では難しかったと考えておりますが、それにもかかわらず救急医療に対応するために救急総合診療部の設置など、他の診療科との役割分担によって医師の労働環境の改善を行い、医師にとっても魅力のある病院づくりにつながる提案もあるということから、実現の可能性が高いというように判断をいたしております。

また、今後は指定管理者の選定手続の中で事業者の公募を行い、より具体的な提案を受けた上で、応募のあった事業者の中から県の求める条件を達成するために、最もふさわしい指定管理者を選定していくということで行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 事業者に提案を求めるための条件というふうに今おっしゃったわけでありましてけれども、そのことは別にして、再度確認させていただきたいんですが、標榜診療科であるとか、産科であるとか、小児科、二次救急、周産期医療などについて、わざわざ条件を修正されたわけでありまして、その他の項目で追加をいただきましたけれども、そのことは何々を図ることとかなんとかとおっしゃっていただいたことが条件だと、こんなふうの確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

○健康福祉部理事（浜中洋行） 骨子案に書いていますとおり、指定管理者が

実施すべき医療機能ということで書かせてもらっておりますので、それが条件ということであります。それぞれの医療団体によってやり方が違うという場合がありますので、そういったことについてはちゃんと明確に具体的に御提案してくださいという論理構成でございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） ちょっとわかりにくい表現を使っていたいておるわけでありまして、それぞれ応募する事業者のやり方が違うから、多少その中に書いてあるような付加する条件がつけられていると、こんなおっしゃり方だったように思うんですけれども、再度確認しますが、わざわざ修正された条件はやり方ではなくて、そのことを求めるということは間違いのないでしょうか。

○健康福祉部理事（浜中洋行） 県として条件として求めているということでございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） そうしましたら、B団体が示された、先ほど申し上げましたように診療科の問題、産婦人科の問題、あるいは二次救急の問題について、県の基本方針を決定する前の調査であったというふうに今おっしゃられました。私が先ほど基本方針にこんなことが書いてありますよとわざわざ読み上げましたけれども、このことは基本方針（案）と基本方針になった後とどこが違うんですか。変わっておりませんよ、このことは。それはどうなんでしょうか。

○健康福祉部理事（浜中洋行） 骨子案では、基本方針のその趣旨を踏まえて骨子案をつくらせていただいておりますと考えております。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 私が申し上げておりますのは、B団体がお答えになった答えが基本方針を決定する前だというふうに浜中理事はおっしゃったでしょう。基本方針（案）と基本方針とどこが違うんですか、条件。基本方針（案）に書かれた内容と基本方針に書かれた内容と、産科についても、小児科につ

いても、二次救急についてもちっとも変わっていないでしょう。どうなんですか。

○健康福祉部理事（浜中洋行） 私が申し上げたかったのは、県として指定管理者制度を導入するという方針が決定していない段階、また、具体的に指定管理者を募集する場合については様々な具体的な条件をお示しして、その範囲内で事業者としてできることを提案してくるという手続になりますので、基本方針（案）を決定していない、県として導入するかどうかもわからない前段階、なおかつ条件が明確でない段階において、B団体から提案があったということでございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 私は指定管理者の具体的な条件のことを言っているのではないんです。志摩病院について指定管理者制度を導入するというのは基本方針（案）に示されておったでしょう。基本方針（案）の中に、既に志摩病院は指定管理者制度を導入するということは考え方として書かれておったわけですよ。

なおかつ、基本方針（案）の中で、志摩病院は地域の中核病院として産科や小児科の機能維持が求められると、あるいは二次救急はきちっとやりますと、そのことが指定管理者を導入すればできますと書いてあるじゃないですか、案の中に。基本方針も同じ文句でしょう。そんな中で、私が申し上げたのは、B団体の答えでは県の示す条件に合わないでしょうということを私は申し上げているんです。いかがですか。

○知事（野呂昭彦） 私からもお答え申し上げたいんですが、基本方針（案）の段階では、県議会においても、これはもう西塚議員筆頭にいろんな御意見があって、そんなことはだめだと、撤回せいと、当時からそういう御発言があったわけでありまして。したがって、あの調査は言ってみれば向こうは県が本当にやるのかやらないのかわからないけれども、しかし、コンサルを通じて、できるだけ協力できるところは協力して答えてほしいという形であれば聞き取ったところでありまして、したがって、今、方針として決定して、

そして、議会もその条例を御認定いただいた上で話していくということになりますれば、当然向こうは詳細に一つ一つのことにきちっと答えてくるであろうし、また、それをしっかり審査して指定管理者を決めていくということになろうかと思えます。

なお、非常にB団体、B団体という特定した御質問になっておるのでありますけれども、あくまでも公正に公平に募集をやるということが前提でございます。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 私がB団体にこだわっているわけではないんです。A団体もB団体もC団体も私から言わせれば考え方が違うのではないかと、こういうことなんですが、時間もありませんので、前に進ませていただきます。

可能性詳細調査B案によると、採算性の検討において、経営指標の中で精神科の平均在院日数について、平成20年度は384日だったものを指定管理者制度導入後は300日とし、診療単価を引き上げ、収支改善が図られるように示されています。留意点で述べられていますように、精神病床の平均在院日数を短縮するには、受け皿となる社会資源や環境要因が絡んでくるため、運営努力以外に地域での協力体制の構築が必要となります。しかし、地域における受け皿が全くない中で、地域におけるどのような協力体制を構築されようとしているのでしょうか。机上の計算であり、収支改善ができるように見せかける方便ではないのでしょうか。

次に、可能性詳細調査B案によると、採算性の検討において、経営指標の中で延べ外来患者数を平成20年度の11万8179人から指定管理者制度導入後3年目に15万7143人とし、収支改善が図られるように示されています。これは現行行っていない土曜日の外来診療を想定されているものですが、地元の民間医療機関との関係について十分配慮する必要があり、地元医師会などの協力体制の構築が重要な課題であります。

しかし、地元医師会の反発が予想され、志摩病院の収益を上げるための土曜日の外来診療に対する協力体制が構築できるかどうか甚だ疑問であります。

地元医師会等の協力を前提とした収益は現段階において見込むべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

さらに、可能性詳細調査B案によると、収支見込みの中で減価償却費が見込まれておりません。平成20年度の減価償却費は約3億円であります。病院の施設や設備などの資産を利用して収益を上げることを考えれば計上すべきであります。他県の先行事例によると、減価償却費は指定管理者が2分の1程度負担されております。志摩病院において減価償却費約3億円の2分の1を指定管理者が負担することになれば、指定管理者制度導入後3年目で3200万円の黒字化は達成できないこととなりますが、いかがでしょうか。

志摩病院の指定管理者制度導入に伴う収支見込みと県負担についてお尋ねいたします。

「病院の姿」可能性詳細調査によるB協力団体の収支見込みを基礎数値とし推計したものと、病院事業庁の経営改善プランに基づき、引き続き全部適用で運営した場合の推計したものと比較したシミュレーションがあります。このシミュレーションによりますと、指定管理者制度導入後10年間で指定管理料30億円、赤字補てん5億円、給与保障15億円など、合計103億7000万円の県費負担額に対し、全部適用による10年間運営を継続した場合の病院事業会計への負担額104億9000万円より1億2000万円少なくなるとしています。

しかし、先ほど申し上げましたように、B協力団体の収支見込みには減価償却費が計上されておらず、仮に2分の1県負担とすれば10年間で約15億円の負担増となり、指定管理者制度を導入することにより県費負担は10年間で約14億円増える結果になるではありませんか。しかも、現時点では全く見込めないものとして、1、導入時に求められる施設設備の改修に係る経費、2、耐用年数を超えた医療機器の更新に係る経費、3、医療機器の新規導入の経費、その他が挙げられております。これらを県が負担することになれば、果たして全部適用による運営と比較した場合、県費負担の増額は幾らになるのでしょうか。お答えください。

○健康福祉部理事（浜中洋行） まず、第1点の精神科病床での在院日数の短

縮ということでございますが、議員御指摘のとおり、平成20年度の志摩病院での精神科病床の在院日数の実績は384日ということになってございますが、地域の事情等にもよると考えられますが、最近の精神科病床では患者の平均入院期間というのは短縮化傾向にございます。こういったことを踏まえて、団体として在院日数の短縮について御提案があったものだと思っておりますが、これにつきましては、報告書にもあり、議員御指摘にもありましたように、当然のことですが、社会資源や環境要因も絡んでくるということで、その病院の運営努力以外に、当然ですが、地域での協力体制の構築が必要になるという指摘がされております。そういったことで御理解をいただきたいと思っております。

もう1点は、B団体が土曜日の外来診療について実施するという提案になっているということなのですが、これにつきましては、当該団体が運営している他の病院において実施しているものを踏襲したものというふうに考えております。当然地域の医師会とか、関係団体等との調整は、この報告書にもありますように必要になってくるというふうに考えております。

それから、次のもう一つの採算性の問題でございますが、まずB団体として志摩病院が県立の病院として維持されるということから、当該施設や当該施設設備に関する減価償却費につきましては、当該施設としてはまず県が負担すべきものというふうに考えて試算されたものというふうに考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、病院の施設及び設備など、この県の資産を活用するということで指定管理者が収益を得るということもございしますので、実際に指定管理者を選定する際には、この減価償却費の取り扱いに関して、その負担割合等についてより具体的に協議を行う必要があると考えております。ちなみに、指定管理条件の骨子案では、そのために指定管理者負担金等の項目を設けさせていただいております。

また、試算によると、減価償却費等を入れると県の負担が多くなるのではないかという御指摘がございましたが、ちょっと企業会計上の細かい話にな

って申しわけないんですが、減価償却費と県の負担等については分けて考える必要があると思っております。減価償却費につきましては、実際に現金の支出を要しませんが、その年に費用として計上する必要があります。例えば、志摩病院の減価償却費は、平成20年度決算でいくと3億円余でございますので、これをだれも負担しないと10年間で30億円余の欠損が生じると。ただ、もう一方で現在の志摩病院の決算を見ますと、8億円弱県費で負担して決算は8億円弱の欠損になっておるといふことでございます。

だから、10年間すると、欠損金ということ考えると、減価償却費の負担がそのまま欠損金となったとしても、今の状況で10年間やると80億円近くの欠損金が生じるということになりますので、そういう面から見れば経営改善が図られるという解釈もあるということ御理解をいただきたいんですが、一概に減価償却費と県費の負担を一緒にするという事は難しいということ、いずれにしても、県の財政負担につきましては様々な要請もございますので、現段階で不確定な要素がたくさんあるということでございますので、手続を進める中で明らかにして議会にも御報告をしてまいりたいと、そのように思っております。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 収支の問題について、もう少し議論させていただきたいんですが、時間がありませんので、先に進みたいと思いますが、先ほど今病院事業庁の企業会計の中で欠損金の話がありました。減価償却費を企業会計の中で見込んだ上で欠損金が出ているわけですけれども、欠損金が出ている以上、同じような感覚で物を申されたんですが、今の欠損金を一般会計で尻をふくってだれが決めたんでしょうか。まだ決めていないでしょう、そんなこと。だから、ちょっと先走っておっしゃってみえるのかなと、こんな感じがするんですが、先に進ませていただきます。

最後になりますけれども、総合医療センターにかかわって少しお尋ねをしたいと思えます。

総合医療センターに係るシミュレーションについてお尋ねをいたします。

条件設定におきまして、7対1看護体制やDPC、先般知事も診断群分類別包括支払い方式と説明がありましたけれども、これにつきましては、先行事例でも取り組まれ、診療単価に反映されている例があり、独法3年目で入院単価を平成20年度の10.7%増しの5万2987円、外来単価を8.1%増の1万4825円とし、患者数は平成20年度実績と同数とされております。

しかし、総合医療センターにおいては、既に平成21年11月現在で入院単価は5万4985円、外来単価1万5940円となっており、既に条件設定を大きく上回っております。このことは独立行政法人化をしなくても収益を上げることが証明されているのではありませんか。お答えください。

独立行政法人のメリットとして、定数の制約がなくなることから、職員の採用に当たって柔軟な対応が可能となる。給与制度について県の制度を考慮する必要がなくなることから、弾力的な制度の構築が可能となるとしながら、シミュレーションにおける条件設定では職員数、人件費とも平成20年度と同数とされておりますが、独立行政法人のメリットはどのように生かされ、どのように反映されるのでしょうか。

総合医療センターにおきましては、舟橋議員の代表質問でありましたように、看護師が確実に定着しつつあります。このように総合医療センターを取り巻く環境が好転しつつある中で、独立行政法人化を進めれば、看護師の退職が急速に進むおそれがあります。現在の条件のもとで私たちがシミュレーションしたところ、全部適用のもとで運営を継続すれば少なくとも見積もっても3年目に黒字化されることが明らかになっております。総合医療センターの地方独立行政法人化の方針を撤回すべきだと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○知事（野呂昭彦） この点につきましては、先般舟橋議員の御質問の中でも出されたところでございます。まず、この総合医療センターの地方独立行政法人化につきましては、これは単なる収支改善ということだけをもくろんでおるわけではございません。

この基本方針にも書いてございますように、独立法人に移行することによ

って病院長の責任権限が明確になり、柔軟かつ迅速な対応ができる。給与体系とか勤務条件、あるいは柔軟な採用、こういったことも柔軟にできる。それから、県が定める中期目標を前提に自立的、自主的なそういう運営を行うということでございますので、旧来の単年度主義ではなくて、中長期的な観点から弾力的な運用もできると。それから、評価委員会が設置をされる。そのために病院運営の透明性が高まり、また、目標達成度が明確になってくると、こういうふうないろんな観点を通じて、それをさらに病院のさらなる機能の向上にも結びつけていくということができないのではないかと考えております。

御指摘がありましたように、総合医療センターにおける診療単価については高くなる傾向にあります。しかし、患者は減少傾向が続いておるとことや、それから、100床ぐらいの病床が実は使われない休床となっておるといようなことで、本来今の病院に期待されておる機能も果たされていないと、こういう状況でございます。

こういう状況を改善していくということはもちろんのことでございますけれども、私としては北勢地域だけではなくて、県全体の医療水準の向上に貢献する、そういう医療機能を総合医療センターは発揮できるはずだ。また、それを発揮充実させていくということが今回の病院改革におけるピンチをチャンスにという一つの大きなねらいであると、こう思っておるところでございます。

こういうことについては、これまで県議会との議論を通して自明のことではないのかなと。改革を早急に取り組む必要があるということは、議会でも総論としてあったわけでございます。

○副議長（野田勇喜雄） 答弁は簡潔に願います。

○知事（野呂昭彦） したがって、先般舟橋議員からは余りにも性急ではないかというようなお話、それから、君子豹変みたいな言葉もございましたが、私はこのことについては県民に責任を持って改革をやり遂げるということがどうしても必要であると、こういうふうにして思っておるところでございます。

す。

〔43番 西塚宗郎議員登壇〕

○43番（西塚宗郎） 時間がなくなってまいりましたので、これで終わらせていただきますけれども、総合医療センターの独法化の話は収支改善だけではないとおっしゃられました。確かにいろんな問題があるんでしょう。冒頭にも申し上げましたが、私も知事も現状ではだめなんだと、改革しなきゃならんと。よりよい医療を県民に提供しなきゃならん。そのために改革すると。そのことは一致するんです。やり方が違うなど、こういう議論を私は今させてもらっておるわけです。

時間がなくなりましたので、最後に横須賀市立病院において、本年4月から社団法人地域医療振興協会を指定管理者とする制度が導入されますけれども、看護職員242人のうち約4割に当たる89人が他の職場へ異動するか退職し、新規採用14人を加えても167人しか確保することができず、75人減る見込みと言われております。また、日本大学と横浜市立大学の医局の医師不足により、指定管理者制度へ移行する4月から4診療科の医師派遣がなくなり、入院を停止、非常勤医師により外来診療のみとなることが明らかにされております。

○副議長（野田勇喜雄） 申し合わせの時間が過ぎております。

○43番（西塚宗郎） 指定管理者制度を導入すると、このような大きなリスクが発生する危険性が高いことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（野田勇喜雄） 本日の質問に対し関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時5分休憩

午後3時17分開議

開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（三谷哲央） 質問を継続いたします。

最初に、萩原量吉議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。24番 真弓俊郎議員。

[24番 真弓俊郎議員登壇]

○24番（真弓俊郎） 午前中行われました萩原量吉議員の質問に関連して、私からも質問をさせていただきたいと思います。

午前中の萩原さんの質問で、大企業が県経済に対してどういう影響を与えてきたか、明確になってきたと思います。雇用や経済にもほとんど役に立たない。それどころか、環境の問題をいっぱい残して現在に至っている、このことが明らかになったと思います。

ここから導き出される考え方は、先ほどの藤田さんの質問にもありましたように、中小企業、三重県に根差した中小企業、地域に根差した中小企業を支援する、このことがさらに大事になってくるかなというふうに考えています。私は、前の議会の質疑におきましても、第1次産業や中小企業の支援ということを言いましたけれども、今回もはっきりとその方向を打ち出させていただきたいと考えています。

三重県は何もしてへんかというところでもなくて、企業立地促進補助事業というので緊急経済対策設備投資促進補助金、このことでは、実際に常用雇用者が1名や2名の中小企業のところにも、補助金を交付できるようになっています。中には、伊勢市にある製めん会社のところに、ここは2名の常用雇用者ですけども、伊勢うどんの製造という形で補助が950万なされるというふうな支援を出されています。こういう施策をもっと大胆にやっていただく。そのことが藤田さんがおっしゃられた内容にも即すのではないかと思います。

ます。

大企業から中小企業へという大きくかじを切る。午前中の知事の答弁を聞いてみると、まだまだかじが切り足りないのかなど。前の20世紀の遺物を、そのまま大企業べったりを続けているのではないかと。今、国民も大企業は何をしてきたのか。何をもたらしたのかということ非常に注視している段階なので、三重県もそれを先取りしていけばいいのかなと思います。

例えば、国の中でも、この2月17日に鳩山首相と私どもの志位委員長が会談をしまして、鳩山首相は、町工場は日本の宝、この火を消してはならないと志位質問に対して答えるわけですが、実際のこの17日の会談では、志位委員長のほうから、町工場の機械のリース代や家賃などへの直接の固定費補助に踏み切ってほしいと要請をしまして、鳩山首相は機械のリース代については融資と同じ扱いにして、利子分だけで済むようにしていく扱いも検討してみたいと表明もされています。このことを三重県が先取りして実際に行っていく。このことも考えていく必要があるかと思うんですが、それに対する知事の御回答はいかがなものでしょうか。

○知事（野呂昭彦） 萩原議員の御質問のときにもお答えをいたしました、三重県においては、大きな先端的な技術を持つ企業がたくさんこれまで集積をしまいいりまして、そのことは大変三重県の活力向上に大きく貢献をしておると、こういうふうに思っております。

しかし、一方で、御指摘がありますように、中小企業そのものについては、そういった大企業も含めて県内産業を非常に幅広いすそ野を広く支えておるところでございますし、また、雇用の場を提供しておる、そういう存在でもございます。そういう意味では、地域経済の原動力にもなっておるということでございまして、中小企業対策というものは当然非常に重要なものだと考えております。

22年度当初予算におきましては、例えば新分野への進出支援であるとか、経営基盤の強化でありますとか、それから、経営の改善高度化、こういったことにつきまして、関係団体とも連携をしながら取組をやらうとしておると

ころでございます。具体的には、新分野への進出など、経営革新に挑戦をする中小企業の取組を積極的に支援していく。また、地域コミュニティを担う商店街等の取組、こういったものも支援をしていこうと、こういうことにしております。

もちろん景気のほうは先行き不透明ということもございます。そういう意味では、引き続きセーフティネットであるとか、あるいは再チャレンジサポート資金、こういったものの活用延長をしまいと同時に、専門家を派遣して経営相談に乗るとか、緊急出前相談会をやるとか、そういうふうに中小企業の経営力の向上、こういったことにも資していきたいと、こう思っております。

先ほど真弓議員のほうから緊急経済対策設備投資促進補助金のことについて御紹介がございました。これについては、これまで中小企業10社の事業計画も認定をしてきたところでございまして、これも今後も続けていきたいと、こう思っておりますが、制度的には、これまでのやってきた中でオンリーワン企業育成プログラム事業とか、みえ地域コミュニティ応援ファンド、それから、みえ農商工連携推進ファンド、こういうものがあります。

さらに新規事業としては、緊急経済対策試作品づくり等の支援事業とか、これは特色ある技術を持ち寄った中小企業群シンジケートによる試作品づくりに対する補助金でありますし、それから、そのほかにもいろいろございます。22年度予算では、そのほか中小企業の売り上げ向上につながる取組をやろうということで、販路開拓の支援であるとか、商談会の開催、こういったこともやっていきたいと、こう思っております。

お話のありましたような観点、これからますます三重県らしさというものを含めながら、今後やはり中小企業対策、あるいは地域密着型産業支援、こういったことを三重県としてもぜひやっていきたいと考えておるところでございます。

〔24番 真弓俊郎議員登壇〕

○24番（真弓俊郎） 今日の新聞にも、去年の新設住宅着工件数が大幅に減っ

て42年前と同水準になったと。その影響は製造業の不調が影響している、このようにも出されています。ベンチャービジネスとか、いろんなことが言われていますけれども、この県内の中小企業、大きな自動車産業の下請、孫請として生きてこざるを得なかったという経済情勢があったという反省も踏まえて、中小企業対策をしていただきたいと思います。

あと、本当は病院のことや様々なことにも、名松線にも触れたかったんですけど、特に名松線につきましても、林業の再生というのが一番大事だと思います。これも政府のほうも林業の再生ということに大きくシフトを変える。林業は成長戦略の柱だと菅大臣も言っていると。このことは、昨年の秋にやはり我が党の志位委員長が、全国森林組合連合会で同一の森林産業の例を挙げ、自動車産業と同等での雇用も生み出している、このことも訴えて森林組合の皆さんに大きな拍手を得たということからも来ているのかなと思いますので、第1次産業のほうもよろしく願いまして、質問を終わらせてもらいます。(拍手)

○議長（三谷哲央） 次に、今井智広議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。9番 中川康洋議員。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） 真弓議員の非常に常識的な質問の後で、やりづらいところもあるんですが、公明党の今井議員の質問に関連して行わせていただきます。議長のお許しをいただきましたので、短時間で質問をさせていただきます。

今井議員が今回がん医療についての質問をさせていただきました。がん対策の柱はこのがん治療とがん検診であるというふうに思っております。私は、そのもう一つの重要な柱でありますがん検診について、少し気になる場所がありますので、この場をおかりしてお伺いをしたいというふうに思います。

それは、平成21年度女性特有のがん検診推進事業の取組についてであります。今年度この補正予算でつきました女性特有のがん検診、具体的には乳がんと子宮頸がんの検診につきまして、5歳刻みで無料のクーポン券を配付し、

その結果、女性特有のがんにおける検診率を向上させようという事業でありましたが、市町が実施主体となって、今年度実施をされているところがあります。来年度、平成22年度につきましては、国の予算が2分の1というふうに半減をされた状況にはありますけれども、県内29すべての市町で、私が把握しておる限りにおいては来年度も実施をしていただけるものというふうに考えております。

私は、この事業が市町で今後も引き続き実施をされるためにも、また、国の検診率の目標値50%に少しでも本県の検診率を近づける意味からも、この事業の今年度の実施結果を調査することが大事であるというふうに思っております。

そこで、伺いますが、この事業につきましては、県が主導して市町とともに、例えば実施件数や市町におけるその効果、またこれが最も大事だと思いますが、検診率の変化と、この無料クーポン券の配付を行ったことによってどれだけ検診率が上昇をしたのかという、そういった調査をしていただく必要があるのではないかとというふうに考えますが、当局の御見解を伺いたいと思います。

○健康福祉部長（堀木稔生） それでは、がん検診についてお答えいたします。

議員から御紹介いただきましたように、これは昨年6月のときにも同じように中川議員のほうから質問をいただきました。目的は女性特有のがん検診の受診率の向上ということでございます。

これは21年度の第1次補正予算によりまして、紹介がございましたように、乳がん検診と子宮がん検診の無料クーポン券、検診手帳を交付することによりまして、検診率の向上ということで現在29の市町で行われています。これは早いところでは21年7月ごろから、また、現在も四日市市はもう期間が過ぎていますが、今月までだったかもしれませんが、まだ3月末まで検診をやっているところがございます。現在やっているところもございますので、そういう状況を今いただいたように調査等を行いまして、県が主体的に市町から御意見を聞かせていただきまして、その効果をしっかり検証して、

それを次に生かしていきたいと思っています。

それと、また来年度でございますけれども、国のほうで予算の仕組みが少し変わりましたが、29市町のほうでやると聞いていますので、県といたしましても、受診の向上に向けまして県としてこういう支援をしっかりとしたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔9番 中川康洋議員登壇〕

○9番（中川康洋） ありがとうございます。

大変具体的に、かつ前向きな御答弁をここで確認させていただいたというふうに思います。確かに市町によってはこの3月いっぱいまで実施をするところもありまして、少しでも多くの方がこの無料クーポン券を活用していただきたいと、そういった運動というか、活動を各市町においてもしていただいているものかというふうに思いますけれども、この事業は部長御存じのとおり5歳刻みの内容でございます。本来であればすべての年齢対象でできればよかったんですけども、補正予算ということもあり、財政的な問題もあって5歳刻みで最初の21年度の実施に関しては決着をしたというところがあります。

ゆえに、昨年6月も申し上げましたけれども、この事業に関しては最低5年間は実施をしていくことが必要であり、その5年を実施する中でその効果を検証していくということがやはり大事であるというふうに思っております。私は、個人的にはこのがん検診の無料クーポンの配付、これはもう恒久的な事業にすべきであるのではないかなというふうにも考えますし、また、私も男性なんですけれども、女性特有のがんばかりで男性はどうなんだという意見もいただいたりしますので、今その瞬間に知事もこちらを向かれましたけれども、将来的には男性のがん、例えば前立腺がんとか大腸がん等も増えていますので、それもやはり検診を受けていただくきっかけとして、このクーポン券の配付というのはありますので、そういったところへの実施を広げていくことも必要なかというふうに思っております。

そういった意味においては、実施主体は市町ですけれども、県の役割として、その検診の調査をしていただいて、それを県が主体的におまとめをいただいて、そして国のほうに、国が検診率50%という目標値を掲げておりますので、それと同じように県、市町もこの目標値というのを掲げておりますから、国のほうへこの無料クーポン券の配付というのは引き続き国が主体的に市町と連携をしながら行っていただきたいという要望をしていくこと、これが県の担うべき役割であるというふうに私は思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

2分の1に国の予算が半減をいたしました。幸いにも県内29市町は来年度も一般財源等も使いながら行うということでしたが、私の聞き及ぶところでは、新潟県の魚沼市というところは半分になったがゆえに、この女性特有のがん検診は実施をしないというふうに決めたというふうに聞いております。

私は本当にこういった命を守るという政策においては、基礎自治体によってこういった差が出てはいけないというふうに思いますので、県が主体的な調査を行って、そして、国のほうに御要望願うことをお願いし、いわゆるがん対策の柱であるがん検診と、本日今井議員が質問をさせていただきましたがん治療が車の両輪となって県民の命を救うことを願いまして、私の関連質問を終わらせていただきます。議長、大変ありがとうございました。(拍手)

○議長（三谷哲央） 次に、西塚宗郎議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。41番 中村進一議員。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 先ほどの西塚議員の県立志摩病院の可能性調査等々につきまして関連で質問させていただきます。

たくさん疑問点を指摘させていただいたと思いますし、それぞれにかなり細かく議論が入ったと思うんですが、私のほうは最後に西塚さんが紹介をした横須賀市立病院が今年の4月から民間へ移行ということで、受けるところは社団法人地域医療振興協会ということで、現実的にこの4月以降は大変病院の運営自体が厳しくなってきていると。現に今そういう状況が起こっ

ておる。これは事実ですよ。

そういった中で、私どもは本当にこんなに性急にこの議会でこの提案をしてきていいのかどうなのか。そのことについて代表質問でも、そして、また西塚議員のほうからも知事に対して質問をしてきたということでございます。このことにつきましては、またしっかりとチェックもしていただきたいというふうに思っております。

そして、私は昨年3月から、3月、6月、9月、12月と様々な角度で質問をさせていただきました。それぞれに本当に大丈夫なのか。今の状況でもっと頑張れないのかとも言わせていただきました。知事の提案はまさに国のガイドラインをそのまま提案をしてきている。だから、全国でいろんな自治体が頑張っているの中で、三重県が率先してこういった経営形態を放棄するような形、それが本当にいいのかということをご提案させていただいたつもりです。

そして、また本当に住民の意見を聞いてきたのかどうなのか。納得をさせていただいたのかどうなのか。そのことも聞かせていただきました。そして、先ほど話がありました900人に及ぶ職員、今大変な気持ちになっているというふうに思いますが、そういった、後ろでは少し笑い声が出ましたけれども、本当に執行部はしっかりと職員の立場でそういった問題をどう対応するのか。そのこともまだ明らかになっていないというふうに思っております。

そして、聞かせていただきたいのは、本当に医師確保に向けてどんなに汗をかいてきたのか。残念ながら私どもには見えてこない。ただ、知事の言葉から出るのは、自らの経営している病院の悪いところ、今日も出ましたよね。崩壊状態、もう終わりなんだと。そういうことを何度も何度もおっしゃっている。そういうことに対してどんな汗をかいたのかを聞かせていただきたいと思っております。

そして、今、先般も志摩で説明会をされたようですが、本当に住民の理解を得られたのかどうなのか、そのことも聞かせていただきたい。そして、職員と本気で向き合っているのかどうなのか。労働組合の役員さんが職場へ行

ってモチベーションが下がらないように、先般もお話をしに行ったようですが、みんな本当に涙ながらのいろんな意見が出たようです。そのことを知事は知っているのかどうなのか。

そして、病院事業庁ですね。今の制度ではいろいろ問題がある。じゃ、病院事業庁を現場の中へ、医療機関の中へ入らせてやるとか、そういった工夫、計画、そういったものは考えていないのかどうなのか。基本的なことだけ聞かせていただきますので、お答えください。

○知事（野呂昭彦） もう随分今まで同じような観点からの議論をやってまいりました。とにかく性急過ぎるではないかというお話については、これはもう中村進一議員もこれまでの経緯はよく御承知でございまして、これまで議会でも何度にもわたって議論をしておりますし、議会からもいろんな御意見をいただいております。ただ、その議会との議論を始めた当時と今とはさらに非常に厳しくなっておるという状況があり、例えば、志摩病院等については、その病院の魅力すら感じられないというような状況になりつつあり、なお医師の減少に輪をかけておるというような状況になっております。

いろいろお話がありましたけれども、医師の確保等についてどれぐらい努力しておるんだということでありまして、三重大学に対しましてはもちろんのことでありますが、実は職員が関西や中部の大学、あるいは病院にも出向きまして、しっかり確保に対しまして努力をいたしておりますし、また、県として配置が可能であります自治医科大学の卒業医師、これの配置についてもこれまで最大限努力もしておるところでございます。

それから、地元の住民の皆さんの理解が得られたのかということでありまして、1月22日に自治会の役員の皆さんとも意見交換を行いました。それから、2月20日には住民説明会をやりました。本来この議会に基本方針を出すということについて、住民説明会というものをその前にきちっとできるということが大事でありましたけれども、議会からの要請がございまして、実は全員協議会の場で早くから、もっと議会が始まる前から議論をしたいというお申し出がありまして、私どもはそれにもこたえる形でやってまいりました

ので、市と調整をしてみいました住民説明会については若干それが遅れたところでもございました。

議論の中では、かなり指定管理者について民間事業者へ移譲するというところではないのかというような、指定管理者についての理解が十分得られていないところがあったり、あるいは県がもう指定管理者に丸投げするのではないのかというような誤解もございましたが、指定管理者制度を導入することによって、決して県が責任を持たないというのではなくて、県が責任を持って運営していくという基本に変わりはないんだということについては、理解が進んできているのではないかなと、こういうふうに思っておるところであります。

それから、職員の皆さんの話でありますけれども、これまでも職員の皆さんとは、地域医療をどういうふうに守っていくんだというようなことを中心に議論を進めてきておるところでございます。改革の内容については、確かに非常に厳しい内容であり、職員の皆さんにとっては身分にかかわるそういう重大なことでございます。今後とも改革の趣旨等についてしっかり説明をしてみたいと、こういうふうに思います。

横須賀の市民病院の例を。

○議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

○知事（野呂昭彦） 出されましたけれども、横須賀市の医療環境事情はまた三重県とは随分違うものでございます。ちょっとこれについては触れません。

それから、あと病院事業庁の今後の体制でありますけれども、病院改革ではあくまでも四つの病院を一括して運営するのではなくて個別にということでもありますけれども、一志病院を当分の間県立県営でやっていくということになりますと、病院事業庁の体制についてもあわせてこれから検討させていただきたいと、こういうふうに思っております。

〔41番 中村進一議員登壇〕

○41番（中村進一） 志摩病院ですね。私は時間がない。昨日もいろいろ聞き取りをさせていただきました。まさに時間がない。そういった中で、指定管理

者へ移行するまでのそういう考え方ですが、それよりも今の段階で。

○議長（三谷哲央） 申し合わせの時間が経過しましたので、速やかに終結願います。

○41番（中村進一） 私が申し上げた改革をすべきだというふうに思っております。横須賀については指定管理者制度の厳しい状況が今出ているということを上申上げて終わります。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明25日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明25日は休会とすることに決定いたしました。

2月26日は、引き続き定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時45分散会